

### 9.1.16 消防・防災

#### (1) 現況調査

##### 1) 調査事項及びその選択理由

調査事項及びその選択理由は、表9.1.16-1に示すとおりである。

表 9.1.16-1 調査事項及びその選択理由

調査事項	選択理由
①災害等の発生状況 ②自治体が定める現行の災害時の体制・計画 ③東京2020大会に向けた取組 ④法令等の基準等 ⑤東京都等の計画等の状況	東京2020大会の開催に伴い、消防・防災に対する安全・安心を確保することが重要であることから、左記の事項に係る調査が必要である。

##### 2) 調査地域

調査地域は、全競技会場等の範囲とした。

##### 3) 調査方法

調査は、既存資料調査によった。

東京2020大会の会場整備に伴う消防・防災については、施設が供用された後の施設の消防・防災を対象に個別競技会場の実施段階環境影響評価として実施してきたが、大会運営に係る消防・防災に対する安全性は対象としていなかった。

東京2020大会の大会開催中には、選手村をはじめ大会固有の大規模な大会関係施設が設置されるほか、多くの外国人が東京2020大会を訪れる。東京都は開催都市として、世界から訪れるアスリートや大会関係者、観客の安全・安心を確保していかなければならない。

そのため、本評価書案では、これまでの実施段階環境影響評価として実施してきた個別競技会場の消防・防災に加え、大会開催中の災害に対する安全性の程度を予測するために必要な事項として、まず「ア. 災害等の発生状況」及び「イ. 自治体が定める現行の災害時の体制・計画」を調査し、その上で、大会開催中の災害に対する取組として「ウ. 東京2020大会に向けた取組」等を調査した。

#### ア. 災害等の発生状況

調査は、以下の資料から通常の東京都における災害等の発生状況、被害状況を整理した。

- ・「震度データベース検索」(気象庁ホームページ)
- ・「平成30年度版 消防白書」(消防庁)
- ・「過去の水害記録 東京を襲った大水害」(東京都建設局ホームページ)

## イ. 自治体が定める現行の災害時の体制・計画

調査は、以下の資料から競技会場がある各都道府県の定める現行の災害時の体制・計画の状況を整理した。

- ・競技会場がある各都道府県の「地域防災計画」
- ・競技会場がある各都道府県の「水防計画」
- ・「宮城県地震被害想定調査に関する報告書」（平成 16 年 3 月 宮城県防災会議地震対策等専門部会）
- ・「茨城県地震被害想定調査報告書（概要版）」（平成 30 年 12 月 茨城県）
- ・「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」（平成 24 年 4 月 東京都防災会議）
- ・「一宮町津波ハザードマップ」（平成 26 年 3 月 千葉県一宮町）
- ・「津波浸水想定図」（平成 31 年 3 月 神奈川県藤沢市）
- ・「「水防法」に基づく高潮浸水想定について」（千葉県ホームページ）
- ・「高潮浸水想定区域図」（東京都建設局ホームページ）
- ・「東京湾沿岸における高潮浸水想定区域について」（神奈川県ホームページ）
- ・「洪水浸水想定区域」（千葉県ホームページ）
- ・「浸水予想区域図」（東京都建設局ホームページ）
- ・「河川の氾濫による洪水浸水想定区域図」（神奈川県ホームページ）
- ・「想定し得る最大規模の高潮による浸水想定区域」（東京都港湾局・建設局ホームページ）
- ・「高潮浸水想定区域図（浸水深）」（千葉県ホームページ）
- ・「高潮浸水想定区域図」（神奈川県ホームページ）
- ・「首都直下地震等対処要領（改訂版）」（平成28年 3 月 東京都）
- ・「セーフ シティ東京防災プラン」（平成30年 3 月 東京都）
- ・「セーフ シティ東京防災プラン進捗レポート2019」（平成31年 3 月 東京都）

## ウ. 東京 2020 大会に向けた取組

調査は、以下の資料から大会開催中の安全・安心の確保に向けた取組の状況を整理した。

- ・「東京2020大会における都市オペレーションセンター運営計画」（平成31年 3 月 東京都オリンピック・パラリンピック準備局）
- ・「東京2020大会の安全・安心の確保のための対処要領（第二版）」（平成31年 4 月 東京都オリンピック・パラリンピック準備局）
- ・各競技会場の「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書」

## エ. 法令等の基準等

調査は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）等の法令等の整理によった。

## オ. 東京都等の計画等の状況

調査は、「東京都地域防災計画 震災編」等の計画等の整理によった。

## 4) 調査結果

## ア. 災害等の発生状況

## (ア) 競技会場がある各都道府県における災害等の発生状況

## a. 地震

競技会場がある各都道府県において、過去に観測された主な地震（震度5弱以上）の概要は表9.1.16-2(1)及び(2)に示すとおりであり、約100年間の間に28件発生している。特に競技会場が多く存在する東京都では、約100年間の間に9件発生している。近年で最大震度を観測したのは、2011年（平成23年）3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（以下、「東日本大震災」という。）であり、東京都では表9.1.16-3に示す被害が発生している。

表9.1.16-2(1) 競技会場がある各都道府県において過去に観測された主な地震の概要

都道府県	発生日	震央地名	震源深さ	規模	最大震度	都道府県内最大震度	備考
北海道	2018年(平成30年) 9月6日	胆振地方中東部	37km	M6.7	7	5弱	北海道胆振東部地震
宮城県	2008年(平成20年) 6月14日	岩手県内陸南部	8km	M7.2	6強	5強	
	2011年(平成23年) 3月11日	三陸沖	24km	M9.0	7	6弱	東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災)
	2011年(平成23年) 4月7日	宮城県沖	66km	M7.2	6強	6弱	
福島県	1927年(大正2年) 8月6日	宮城県沖	25km	M6.7	5	5	
	1933年(昭和8年) 3月3日	三陸沖	0km	M8.1	5	5	
	1938年(昭和13年) 5月23日	茨城県沖	0km	M7.0	5	5	
	1938年(昭和13年) 11月5日	福島県沖	43km	M7.5	5	5	
	1938年(昭和13年) 11月5日	福島県沖	30km	M7.3	5	5	
	1938年(昭和13年) 11月6日	福島県沖	10km	M7.4	5	5	
	1978年(昭和53年) 6月12日	宮城県沖	40km	M7.4	5	5	
	2011年(平成23年) 3月11日	三陸沖	24km	M9.0	7	5強	東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災)
	2011年(平成23年) 4月7日	宮城県沖	66km	M7.2	6強	5弱	
茨城県	2011年(平成23年) 3月11日	三陸沖	24km	M9.0	7	6弱	東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災)
	2011年(平成23年) 3月11日	茨城県沖	43km	M7.6	6強	5強	
埼玉県	2011年(平成23年) 3月11日	三陸沖	24km	M9.0	7	5弱	東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災)
千葉県	2011年(平成23年) 3月11日	三陸沖	24km	M9.0	7	5強	東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災)

表 9.1.16-2(2) 競技会場がある各都道府県において過去に観測された主な地震の概要

都道府県	発生日	震央地名	震源 深さ	規模	最大震度	都道府県内 最大震度	備考
東京都	1922年(大正11年) 4月26日	神奈川県東部	88km	M6.8	5	5	
	1923年(大正12年) 9月1日	神奈川県西部	23km	M7.9	6	6	関東大震災
	1926年(大正15年) 8月3日	東京都23区	57km	M6.3	5	5	
	1928年(昭和3年) 5月21日	千葉県北西部	75km	M6.2	5	5	
	1929年(昭和4年) 7月27日	神奈川県西部	37km	M6.3	5	5	
	1985年(昭和60年) 10月4日	茨城県南部	78km	M6.0	5	5	
	1992年(平成4年) 2月2日	東京湾	92km	M5.7	5	5	
	2011年(平成23年) 3月11日	三陸沖	24km	M9.0	7	5強	東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災)
2014年(平成26年) 5月5日	伊豆大島近海	156km	M6.0	5弱	5弱		
神奈川県	2011年(平成23年) 3月11日	三陸沖	24km	M9.0	7	5弱	東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災)
静岡県	2009年(平成21年) 8月11日	駿河湾	23km	M6.5	6弱	5弱	

注 1) 各都道府県の最大震度は、以下の震度観測点での観測値を示す。

北海道：北海道札幌市豊平区月寒東

福島県：福島県福島市松木町

宮城県：宮城県利府町利府

茨城県：茨城県鹿嶋市宮中

埼玉県：埼玉県さいたま市浦和区高砂

千葉県：千葉県千葉市中央区千葉市役所

東京都：東京都千代田区大手町

神奈川県：神奈川県横浜市中区日本大通

静岡県：静岡県静岡市葵区追手町県庁

2) 気象庁のデータベースに記録のある 1922 年（大正 11 年）1 月 1 日から 2019（令和元年）年 8 月 1 日までの期間の

1) に示す各震度観測点において震度 5 弱以上を観測した地震を抽出した。

出典：「震度データベース検索」（2019 年 8 月 1 日参照 気象庁ホームページ）

<https://www.data.jma.go.jp/svd/eqdb/data/shindo/index.php>

表 9.1.16-3 東京都における東日本大震災による被害状況

人的被害			住家被害				火災	
死者	行方不明	負傷者	全壊	半壊	一部破損	床上浸水		床下浸水
8人	0人	119人	20棟	223棟	6,568棟	0棟	0棟	35件

出典：「平成 30 年版 消防白書」（平成 30 年 消防庁）

## b. 風水害

競技会場がある地域及び各都道府県において、過去に発生した主な風水害は表 9.1.16-4(1)及び(2)に示すとおりであり、約 70 年間の間に 44 件発生している。

特に競技会場が多く存在する東京都における過去の主な水害記録は、表 9.1.16-5 に示すとおりであり、1958 年(昭和 33 年)9 月の狩野川台風の洪水で最大の被害を記録している。

表 9.1.16-4(1) 競技会場がある地域及び各都道府県において過去に観測された主な風水害

被害発生 年月日	災害種目	被害地域	人的被害(人)			住家被害(棟)				
			死者	行方 不明者	負傷者	全壊 (流失)	半壊	床上 浸水	床下 浸水	
1948	9.15~17	アイオン台風	関東、甲信、東北、特に 岩手	512	326	1,956	5,889	12,127	44,867	75,168
1949	6.18~22	デラ台風	九州から東北南部、特に 鹿児島、愛媛	252	216	367	1,410	4,005	4,627	52,926
	8.31~9.1	キティ台風	東日本、特に関東	135	25	479	3,733	13,470	51,899	92,161
1950	1.10~14	風害	九州、北陸、関東	11	109	—	43	56	—	—
	9.3~4	ジェーン台風	四国、近畿中部、北日本、 特に近畿	398	141	26,062	19,131	101,792	93,116	308,960
1951	7.7~17	水害	中部以西、特に京都	162	144	358	630	727	13,532	89,766
	10.13~15	ルース台風	東北以西、特に山口	572	371	2,644	24,716	47,948	30,110	108,163
1952	6.22~24	ダイナ台風	関東以西、特に静岡	65	70	28	73	89	4,020	35,692
	7.10~12	水害	中国、四国、近畿、東海	67	73	101	356	238	20,733	21,456
1953	7.16~25	水害	東北以西、特に和歌山	713	411	5,819	7,704	2,125	20,277	66,202
	9.22~26	台風第 13 号	全国、特に近畿	393	85	2,559	8,604	17,467	144,300	351,575
1954	5.8~12	風害	北日本、近畿	172	498	59	606	1,471	—	23
	9.10~14	台風第 12 号	関東以西、特に南九州	107	37	311	2,162	5,749	45,040	136,756
	9.24~27	台風第 15 号(洞爺丸 台風)	全国、特に北海道、四国	1,361	400	1,601	8,396	21,771	17,569	85,964
1955	2.19~20	風害	全国	16	104	18	42	100	77	219
1956	4.17~18	風水害	東北、関東、北海道	47	53	—	2	10	1,087	1,320
1958	9.26~28	台風第 22 号(狩野川 台風)	近畿以東、特に静岡	888	381	1,138	2,118	2,175	132,227	389,488
1959	8.12~14	台風第 7 号	近畿、中部、関東、特に 山梨、長野	188	47	1,528	4,089	10,139	32,298	116,309
	9.26~27	台風第 15 号(伊勢湾 台風)	全国(九州を除く)、特 に愛知	4,697	401	38,921	40,838	113,052	157,858	205,753
1960	5.24	浪害(チリ地震津波)	北海道南岸、三陸沿岸、 志摩半島	122	17	872	6,943	2,136	23,322	18,494
1961	6.24~7.5	水害	山陰、四国、近畿、中部、 関東	302	55	1,320	1,758	1,908	73,126	341,236
	9.15~16	台風第 18 号(第二室 戸台風)	全国、特に近畿	194	8	4,972	15,238	46,663	123,103	261,017
	10.25~28	水害・台風第 26 号	関東以西、特に大分	78	31	86	234	444	10,435	50,313
1962	7.1~8	水害	関東以西、特に九州	110	17	114	263	285	16,108	92,448
1965	9.10~18	台風第 23・24・25 号	全国、特に徳島、兵庫、 福井	153	28	1,206	1,879	3,529	46,183	258,239

表 9.1.16-4(2) 競技会場がある地域及び各都道府県において過去に観測された主な風水害

被害発生 年月日	災害種目	被害地域	人的被害（人）			住家被害（棟）				
			死者	行方 不明者	負傷者	全壊 (流失)	半壊	床上 浸水	床下 浸水	
1966	9.23～25	台風第24・26号	中部、関東、東北、特に静岡、山梨	238	79	824	2,422	8,431	8,834	42,792
1967	7.8～9	水害	中部以西、特に長崎、広島、兵庫	102	16	152	163	169	17,213	103,731
	8.26～29	水害	新潟、東北南部	83	55	155	449	408	26,641	39,542
1972	7.3～15	台風第6・7・9号	全国、特に北九州、島根、広島	421	26	1,056	2,977	10,204	55,537	276,291
1974	5.29～8.1	水害・台風第8号	静岡、神奈川、三重、兵庫、香川	145	1	496	657	1,131	77,933	317,623
1976	9.8～14	台風第17号	全国、特に香川、岡山	161	10	537	1,669	3,674	101,103	433,392
1977	1	雪害	東北、近畿北部、北陸	101	—	834	56	83	177	1,367
1979	10.17～20	台風第20号	全国、特に東海、関東、東北	110	5	543	139	1,287	8,156	47,943
1980	12～S56.3	雪害	東北、北陸	133	19	2,158	165	301	732	7,365
1982	7～8	集中豪雨・台風第10号	全国、特に長崎、熊本、三重	427	12	1,175	1,120	1,919	45,367	166,473
1983	12～S59.3	雪害	東北、北陸、特に新潟、富山	131	—	1,366	61	128	70	852
2004	6～10	集中豪雨・台風等	全国	220	16	2,925	1,471	16,669	42,537	135,130
2005	12～H18.3	雪害	北海道、東北、北陸	152	—	2,145	18	28	12	101
2010	11～H23.3	雪害	北海道、秋田、新潟、山形	131	—	1,537	9	14	6	62
2011	7～10	集中豪雨・台風第6・9・12・15号	全国	106	20	519	485	5,735	8,894	30,215
	11～H24.3	雪害	北海道、東北、北陸	133	—	1,990	13	12	3	55
2012	11～H25.3	雪害	北海道、東北、北陸	104	—	1,517	5	7	2	23
2017	11～H30.3	雪害	北海道、東北、北陸	116	—	1,539	9	18	13	40
2018	6.28～7.29	水害（7月豪雨）・台風第12号	全国	224	8	459	6,758	10,878	8,567	21,913

出典：「平成30年版 消防白書」（平成30年 消防庁）

表 9.1.16-5 東京都における過去の主な水害記録

発生年月	災害種別	気圧 (hPa)	時間最大雨量 (mm/h)	総雨量 (mm)	潮位 (A. P. m)	浸水区域 (km <sup>2</sup> )	床上浸水 (戸)	床下浸水 (戸)
1947年 (昭和22年)9月	カリン台風 (洪水)	992.5	34.7	166.8	2.50	114.32	80,041	45,167
1949年 (昭和24年)8・9月	キティ台風 (高潮)	985.9	12.6	64.9	3.15	92.01	73,751	64,127
1958年 (昭和33年)9月	狩野川台風 (洪水)	970.7	76.0	444.1	2.91	211.03	123,626	340,404
1993年 (平成5年)8月	第11号台風 (洪水)	965.0	76.0	345.0	—	3.42	2,454	5,079

出典：「過去の水害記録 東京を襲った大水害」（2019年8月1日参照 東京都建設局ホームページ）

[http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/jigyo/river/suishin/suigai\\_kiroku/kako.html](http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/jigyo/river/suishin/suigai_kiroku/kako.html)

## イ. 自治体が定める現行の災害時の体制・計画

都道府県では、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、地域に係る防災に関する計画（地域防災計画）を作成する必要がある。また、水防法（昭和24年法律第193号）の規定に基づき、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、水防計画を定める必要がある。

## (ア) 自治体の防災計画・水防計画

災害対策基本法及び水防法に基づき、表9.1.16-6(1)及び(2)に示すとおり、各自治体で防災計画及び水防計画が策定されている。

表 9.1.16-6(1) 競技会場がある各都道府県の自治体の防災計画（地震・津波）

自治体	主な防災計画
北海道	「北海道地域防災計画（地震・津波防災計画編）」（平成30年5月 北海道防災会議）
宮城県	「宮城県地域防災計画〔地震災害対策編〕」（平成31年2月 宮城県防災会議） 「宮城県地域防災計画〔津波災害対策編〕」（平成31年2月 宮城県防災会議）
福島県	「福島県地域防災計画 地震・津波災害対策編」（平成29年2月 福島県防災会議）
茨城県	「茨城県地域防災計画 地震災害対策計画編」（平成30年3月 茨城県防災会議） 「茨城県地域防災計画 津波災害対策計画編」（平成30年3月 茨城県防災会議）
埼玉県	「埼玉県地域防災計画」（平成26年12月 埼玉県防災会議）
千葉県	「千葉県地域防災計画（平成29年度修正）」（平成29年8月 千葉県防災会議）
東京都	「東京都地域防災計画 震災編（令和元年修正）」（令和元年7月 東京都防災会議）
神奈川県	「神奈川県地域防災計画 ～地震災害対策計画～」（平成29年2月 神奈川県防災会議）
静岡県	「静岡県地域防災計画 地震対策編」（平成30年6月 静岡県防災会議） 「静岡県地域防災計画 津波対策編」（平成30年6月 静岡県防災会議）

表 9.1.16-6(2) 競技会場がある各都道府県の自治体の防災計画及び水防計画（風水害（洪水・高潮））

自治体	主な防災計画
北海道	「北海道水防計画」（平成29年8月 北海道）
宮城県	「宮城県地域防災計画〔風水害等災害対策編〕」（平成31年2月 宮城県防災会議） 「宮城県水防計画書」（令和元年 宮城県）
福島県	「福島県水防計画（令和元年修正）」（令和元年 福島県）
茨城県	「茨城県地域防災計画 風水害等対策計画編」（平成30年3月 茨城県防災会議） 「平成30年度茨城県水防計画」（平成30年 茨城県）
埼玉県	「埼玉県地域防災計画」（平成26年12月 埼玉県防災会議） 「平成31年度埼玉県水防計画」（平成31年 埼玉県）
千葉県	「千葉県地域防災計画（平成29年度修正）」（平成29年8月 千葉県防災会議） 「平成30年度千葉県水防計画」（平成30年 千葉県）
東京都	「東京都地域防災計画 風水害編（平成26年修正）」（平成26年7月 東京都防災会議） 「平成31年度 東京都水防計画」（平成31年 東京都）
神奈川県	「神奈川県地域防災計画 ～風水害等災害対策計画～」（平成29年2月 神奈川県防災会議） 「平成30年度 神奈川県水防計画」（平成30年4月 神奈川県）
静岡県	「静岡県地域防災計画 風水害対策編」（平成30年6月 静岡県防災会議） 「平成31年度 静岡県水防計画書」（平成31年 静岡県）

## (イ) 災害の被害想定の概要

## a. 地震

競技会場がある各都道府県の地震に関する想定災害及び被害想定は、表 9.1.16-7(1)及び(2)に示すとおりであり、特に競技会場が多く存在する東京都においては、人的被害及び建物被害ともに東京湾北部地震で最大と想定される。

表 9.1.16-7(1) 地震の想定災害及び被害想定

都道府県	想定する地震の種類	規模	人的被害		建物被害 (合計)	帰宅困難者	避難者
			死者	負傷者			
北海道	十勝平野断層帯主部	M7.4	55	1,344	11,280	—	55,257
宮城県	宮城県沖地震(単独) (海洋型)	M7.6	96	4,014	44,197	—	90,335
	宮城県沖地震(連動) (海洋型)	M8.0	164	6,170	58,491	—	122,174
	長町-利府線断層帯の地震 (内陸直下)	M7.1	620	11,003	55,788	—	173,239
福島県	福島盆地西縁断層帯地震	M7.0	1,167	8,667	11,803	—	51,621
	会津盆地西縁断層帯地震	M7.0	1,027	9,080	11,373	—	38,366
	双葉断層帯地震	M7.0	756	5,856	7,940	—	28,599
	福島県沖地震	M7.7	477	3,293	4,891	—	35,798
茨城県	茨城県南部の地震	M7.3	140	3,840	40,400	—	142,000
	F1断層等の連動の地震	M7.1	630	4,360	35,000	—	91,000
	茨城県沖～房総半島沖 の地震	M8.4	80	2,000	41,000	—	167,000
埼玉県	東京湾北部地震	M7.3	442	5,309	56,123	600,573～ 667,146	43,538
	茨城県南部地震	M7.3	107	2,104	36,068	517,986～ 531,986	27,396
	元禄型関東地震	M8.2	31	1,042	11,653	557,627～ 630,959	8,041
	関東平野北西縁断層帯地震 (破壊開始点北)	M8.1	2,518	17,509	157,003	654,886～ 759,074	117,990
	立川断層帯地震 (破壊開始点南)	M7.4	106	1,817	15,320	342,580～ 356,211	10,810
千葉県	千葉県北西部直下地震	M7.3	2,100	25,100	231,900	1,477,000	298,300
	東京湾北部地震	M7.3	1,391	41,581	220,076	1,087,816	1,455,977
	千葉県東方沖地震	M6.8	37	1,698	5,324	577,036	37,379
	三浦半島断層群の地震	M6.9	88	2,932	24,715	861,528	121,253
東京都	東京湾北部地震	M7.3	9,641	147,611	304,300	5,166,126	3,385,489
	多摩直下地震 (プレート境界多摩地震)	M7.3	4,732	101,102	139,436	5,166,126	2,756,681
	元禄型関東地震	M8.2	5,875	108,341	184,794	5,166,126	3,200,981
	立川断層帯地震	M7.4	2,582	31,690	85,735	5,166,126	1,007,138
神奈川県	都心南部直下地震	M7.3	2,990	62,740	285,750	610,660	1,299,470
	東海地震	M8.0	820	1,750	18,070	610,660	86,090
	南海トラフ巨大地震	M9.0	1,740	2,590	27,470	610,660	126,170
	大正型関東地震	M8.2	31,550	190,320	803,800	610,660	3,745,050



表 9.1.16-7(2) 地震の想定災害及び被害想定

都道府県	想定する地震の種類	規模	人的被害		建物被害 (合計)	帰宅困難者	避難者
			死者	負傷者			
静岡県	東海地震等	M8 クラス	約 14,000	約 68,000	約 484,000	—	—
	大正型関東地震	M7.9	約 2,500	約 6,000	約 47,000	—	—
	南海トラフ巨大地震	M9 クラス	約 78,000	約 76,000	約 529,000	—	—
	元禄型関東地震	M8.1	約 4,900	約 7,900	約 77,000	—	—

注 1) 北海道の想定する地震の種類には、マグニチュードが最大である地震を記載した。北海道の被害想定は、冬の早朝に地震が発生した際のものである。

2) 宮城県の被害想定は、冬の夕方 18 時頃に地震が発生し、風速が 6 m/s とした際のものである。また、避難者は、地震後に避難所で就寝する者の最大数を想定した短期避難者数である。

3) 茨城県の被害想定は、冬の 18 時に地震が発生した際のものであり、避難者は当日の人数である。

4) 埼玉県の被害想定は、冬の 18 時に地震が発生し、風速 8 m/s とした際のものである。

5) 千葉県の被害想定は、冬の 18 時に地震が発生し、風速 9 m/s とした際のものである。また、避難者は 1 日後の人数である。

6) 東京都の被害想定は、被害が最大となる冬の夕方 18 時に地震が発生し、風速 8 m/s とした際のものである。また、東京都の建物被害は、ゆれ液状化等による建物全壊と地震火災の重複を除去しているため、被害の合算値とは一致しない。

7) 神奈川県は、冬の平日 0 時に発災した際のものである。

8) 静岡県の被害想定は、冬の夕方に地震が発生した際のものである。また、死者数及び負傷者数は、早期避難率が低い場合の値である。

出典：「北海道地域防災計画（地震・津波防災計画編）（平成 30 年 5 月 31 日修正）」（平成 30 年 5 月 北海道防災会議）

「宮城県地震被害想定調査に関する報告書」（平成 16 年 3 月 宮城県防災会議地震対策等専門部会）

「福島県地域防災計画 地震・津波災害対策編」（令和元年 7 月 2 日修正 福島県防災会議）

「茨城県地震被害想定調査報告書（概要版）」（平成 30 年 12 月 茨城県）

「埼玉県地域防災計画」（平成 26 年 12 月 埼玉県防災会議）

「千葉県地域防災計画（平成 29 年度修正）」（平成 29 年 8 月 千葉県防災会議）

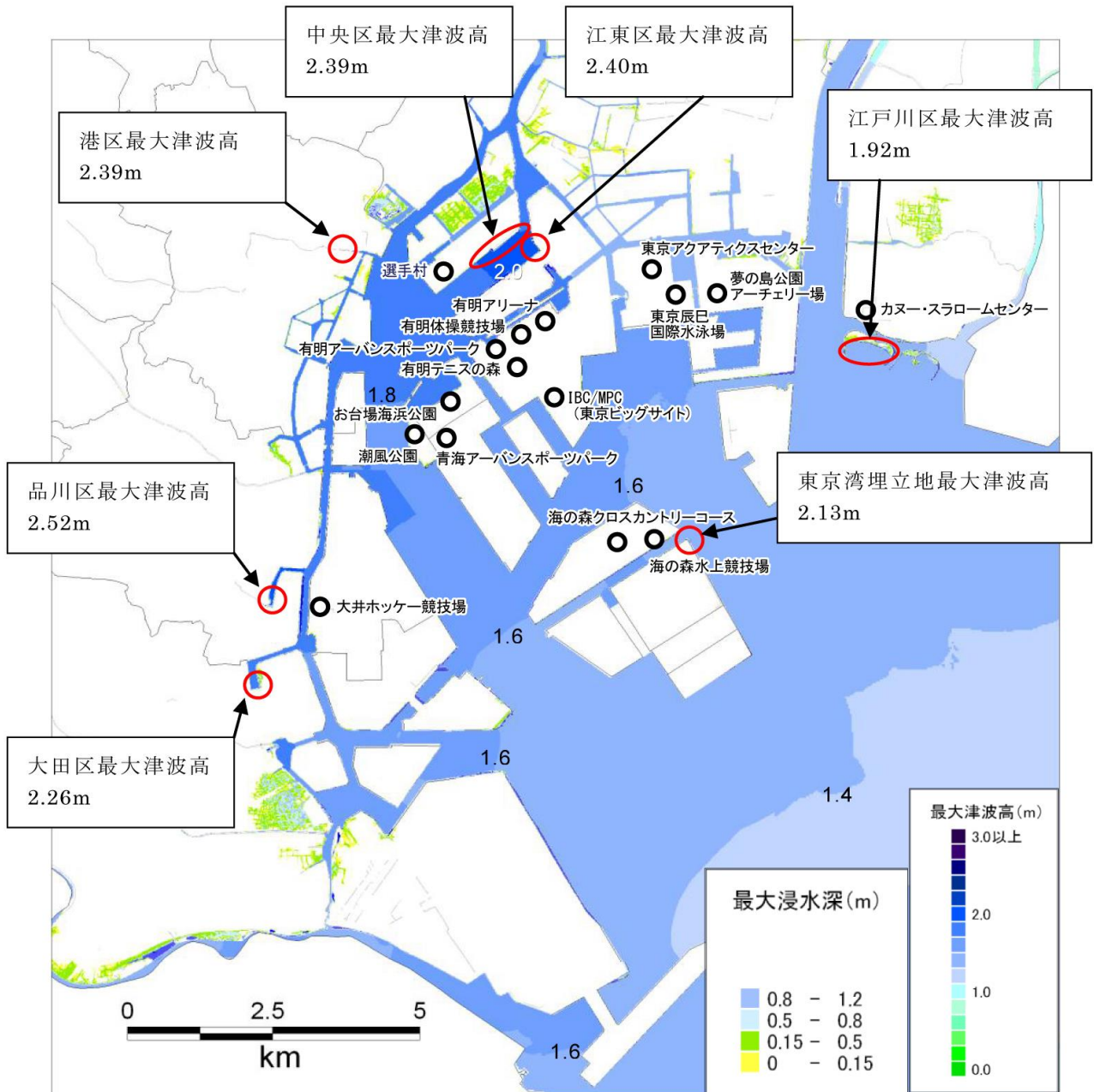
「東京都地域防災計画 震災編（令和元年修正）」（令和元年 7 月 東京都防災会議）

「神奈川県地域防災計画 ～地震災害対策計画～」（平成 29 年 2 月 神奈川県防災会議）

「静岡県地域防災計画 地震対策編」（平成 30 年 6 月 静岡県防災会議）

東京ベイゾーンの競技会場については、沿岸部に競技会場が位置している。東京都では、東日本大震災を踏まえ、2012 年(平成 24 年)に「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」（東京都防災会議）として取りまとめている。同報告書における東京湾沿岸での最大津波波高及び浸水分布は、図 9.1.16-1 に示すとおりである。最大津波波高は約 1.9～2.5m であり、東京 2020 大会の競技会場等は、いずれも津波浸水想定区域とはなっていない。

また、同様に沿岸部に位置する釣ヶ崎海岸サーフィンビーチ（千葉県一宮町）及び江の島ヨットハーバー（神奈川県藤沢市）については、それぞれ千葉県一宮町及び神奈川県藤沢市において津波ハザードマップが作成され、浸水予想図や避難所等が公表されている。釣ヶ崎海岸サーフィンビーチ及び江の島ヨットハーバーの津波浸水予想図は、図 9.1.16-2 及び図 9.1.16-3 に示すとおりであり、釣ヶ崎海岸サーフィンビーチでは沿岸部で 5.0m 以上、江の島ヨットハーバーでは 5.0～10.0m の浸水が予想されている。

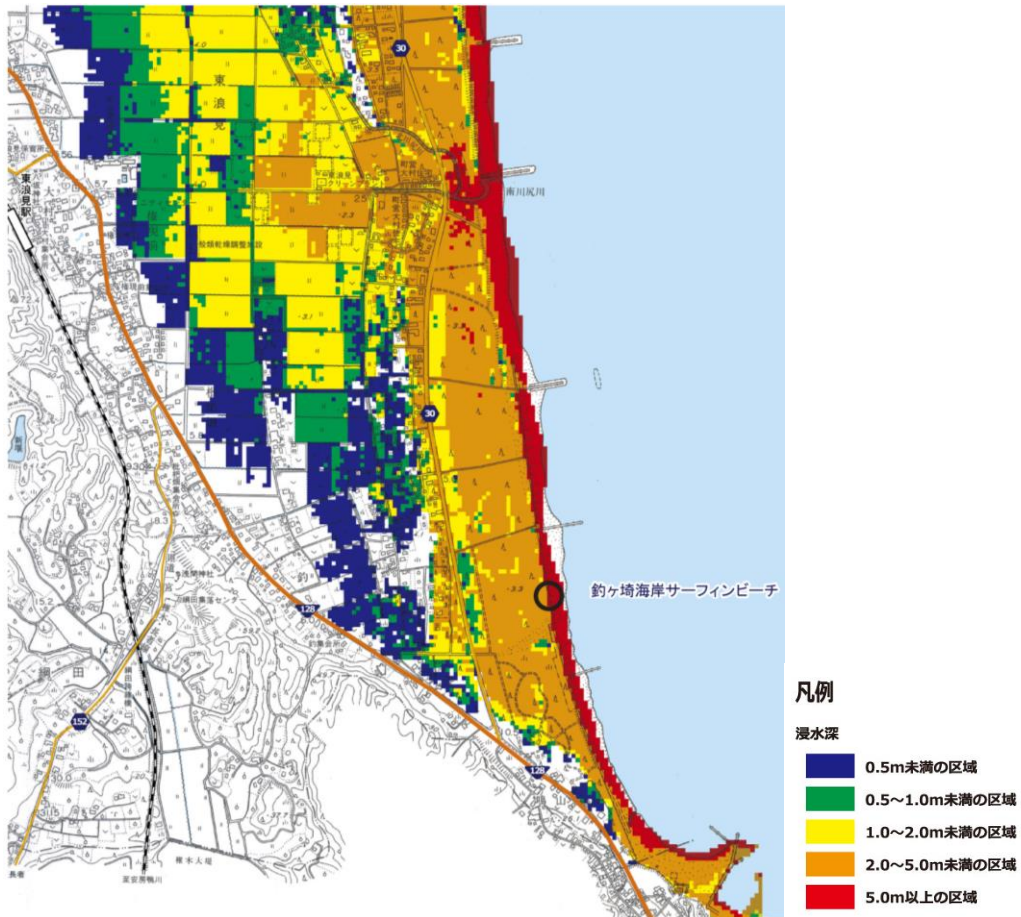


元禄型関東地震 (M8.2) (行谷ほか (2011) モデル) ・ 水門開放の場合

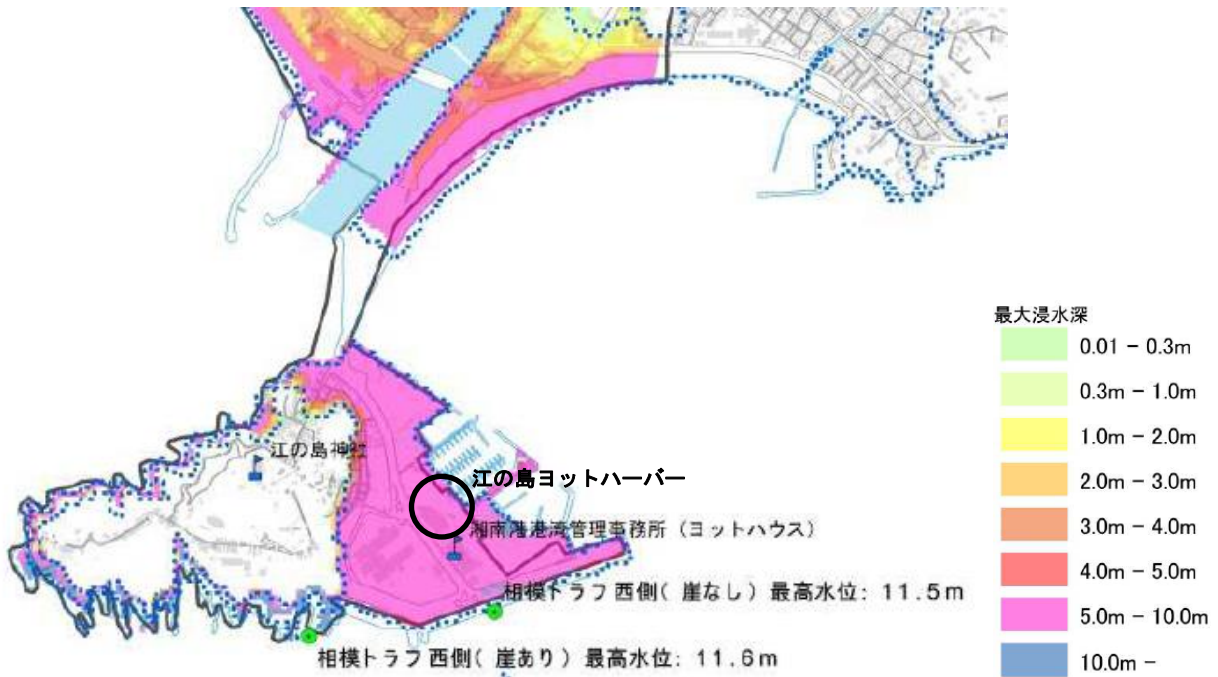
注) 東京湾沿岸での最大津波波高が最大となる「元禄型関東地震」の水門開放での浸水分布を示す。

出典: 「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」(平成 24 年 4 月 東京都防災会議) をもとに作成

図 9.1.16-1 東京湾沿岸での最大津波波高及び浸水分布



出典：「一宮町津波ハザードマップ」（平成26年3月 千葉県一宮町）をもとに作成  
 図 9.1.16-2 釣ヶ崎海岸サーフィンビーチの津波浸水予想図



出典：「津波浸水想定図」（平成31年3月 神奈川県藤沢市）をもとに作成  
 図 9.1.16-3 江の島ヨットハーバーの津波浸水予想図

## b. 高潮・洪水

沿岸部に競技会場がある各都道府県の高潮に関する想定災害及び被害想定は、表 9.1.16-8 に、洪水に関する想定災害及び被害想定は、表 9.1.16-9(1)及び(2)に示すとおりであり、図 9.1.16-4～図 9.1.16-6 に示すとおりそれぞれ浸水想定区域図が作成されている。

表 9.1.16-8 水防法に基づく高潮の想定災害及び被害想定

自治体	基本的な設定条件	浸水が想定される区域の面積	想定される最大の浸水の深さ	浸水が継続する時間
東京都	<ul style="list-style-type: none"> <li>我が国既往最大規模の台風（室戸台風級：910hPa）を想定</li> <li>東京港に最大の高潮を発生させるような台風の経路を設定</li> <li>高潮と同時に河川での洪水を考慮</li> <li>最悪の事態を想定し、堤防等の決壊を見込む</li> </ul>	約 212km <sup>2</sup>	約 10m	1 週間以上（排水が完了するまで継続）
千葉県	<ul style="list-style-type: none"> <li>我が国既往最大規模の台風（室戸台風の中心気圧と伊勢湾台風の移動速度）を想定</li> <li>主要な河川は、洪水（増水）を考慮</li> <li>堤防等は、最悪の事態を想定し決壊を見込む</li> <li>潮位は、朔望平均満潮位に、過去に東京湾で発生した異常潮位（13.9cm）を見込む</li> <li>排水施設等は、周辺の堤防と共に決壊、又は水没により機能停止を見込む</li> </ul>	約 236km <sup>2</sup>	約 10m	1 週間以上
神奈川県	<ul style="list-style-type: none"> <li>我が国既往最大規模の台風（室戸台風の中心気圧と伊勢湾台風の移動速度、暴風半径）を想定</li> <li>東京湾（神奈川県区間）に最大規模の高潮を発生させる台風経路を設定</li> <li>高潮と同時に河川での洪水を考慮</li> <li>最悪の事態を想定し、堤防等の決壊を見込む</li> </ul>	68.6km <sup>2</sup>	T. P. +3.29m	50 cm以上の浸水は川崎区以外では概ね 12 時間以内に収まるが、窪地においては 1 週間以上浸水が継続する

出典：「「水防法」に基づく高潮浸水想定について」（2019年8月1日参照 千葉県ホームページ）

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kakan/shinsui/takashio/kouhyou.html>

「高潮浸水想定区域図」（2019年8月1日参照 東京都建設局ホームページ）

<http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/kasenbu0056.html>

「東京湾沿岸における高潮浸水想定区域について」（2019年8月1日参照 神奈川県ホームページ）

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/jy2/takashio/tokyo-bay.html>

表 9.1.16-9(1) 洪水の防災計画の前提となる想定災害及び被害想定

自治体	対象地域・河川	対象とした降雨	関係する区市
東京都	神田川流域	想定最大規模降雨（時間最大雨量 153mm、総雨量 690mm）	千代田区、中央区、新宿区、文京区、台東区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、練馬区、武蔵野市、三鷹市
	隅田川及び新河岸川流域	平成 12 年 9 月 東海豪雨（総雨量 589mm、時間最大雨量 114mm）	千代田区、中央区、港区、台東区、墨田区、江東区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、足立区
	石神井川及び白子川流域	想定最大規模降雨（時間最大雨量 153mm、総雨量 690mm）	豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、武蔵野市、小金井市、小平市、西東京市、東村山市
	城南地区河川流域	想定最大降雨（時間最大雨量 153mm、総雨量 690mm）	港区、新宿区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、杉並区、三鷹市
	江東内部河川流域	平成 12 年 9 月 東海豪雨（総雨量 589mm、時間最大雨量 114mm）	中央区、港区、墨田区、江東区、品川区、江戸川区
	野川、仙川、入間川、谷沢川及び丸子川流域	想定最大規模降雨（時間最大雨量 153mm、総雨量 690mm）	大田区、世田谷区、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、小平市、国分寺市、狛江市
	黒目川、落合川、柳瀬川、空堀川及び奈良橋川流域	平成 12 年 9 月 東海豪雨（総雨量 589mm、時間最大雨量 114mm）	立川市、小平市、東村山市、西東京市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市
	残堀川流域	平成 12 年 9 月 東海豪雨（総雨量 589mm、時間最大雨量 114mm）	立川市、青梅市、昭島市、福生市、武蔵村山市、羽村市、瑞穂町
	境川流域	想定最大降雨（時間最大雨量 170mm、総雨量 710mm（鶴瀬橋上流域））（境川流域全体で総雨量 632mm）	町田市
	中川・綾瀬川圏域	平成 12 年 9 月 東海豪雨（総雨量 589mm、時間最大雨量 114mm）	足立区、葛飾区、江戸川区
	鶴見川流域	想定最大規模降雨（総雨量 792mm、時間最大雨量 163mm）	町田市、稲城市
	浅川圏域、大栗川及び三沢川流域	平成 12 年 9 月 東海豪雨（総雨量 589mm、時間最大雨量 114mm）	八王子市、日野市、多摩市、稲城市
	霞川及び多摩川上流圏域	平成 12 年 9 月 東海豪雨（総雨量 589mm、時間最大雨量 114mm）	青梅市、奥多摩町
	秋川及び平井川流域	平成 12 年 9 月 東海豪雨（総雨量 589mm、時間最大雨量 114mm）	八王子市、あきる野市、日の出町、檜原村
	千葉県	利根川水系	手賀川・手賀沼
夷隅川水系		夷隅川	夷隅川流域日雨量 267mm
小櫃川水系		小櫃川	小櫃川流域内の日雨量 324mm
養老川水系		養老川	養老川流域の 24 時間雨量 368mm

出典：「洪水浸水想定区域」（2019 年 8 月 1 日参照 千葉県ホームページ）

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kakan/shinsui/index.html>

「浸水予想区域図」（2019 年 8 月 1 日参照 東京都建設局ホームページ）

[http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/jigyo/river/chusho\\_seibi/index/menu02.html](http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/jigyo/river/chusho_seibi/index/menu02.html)

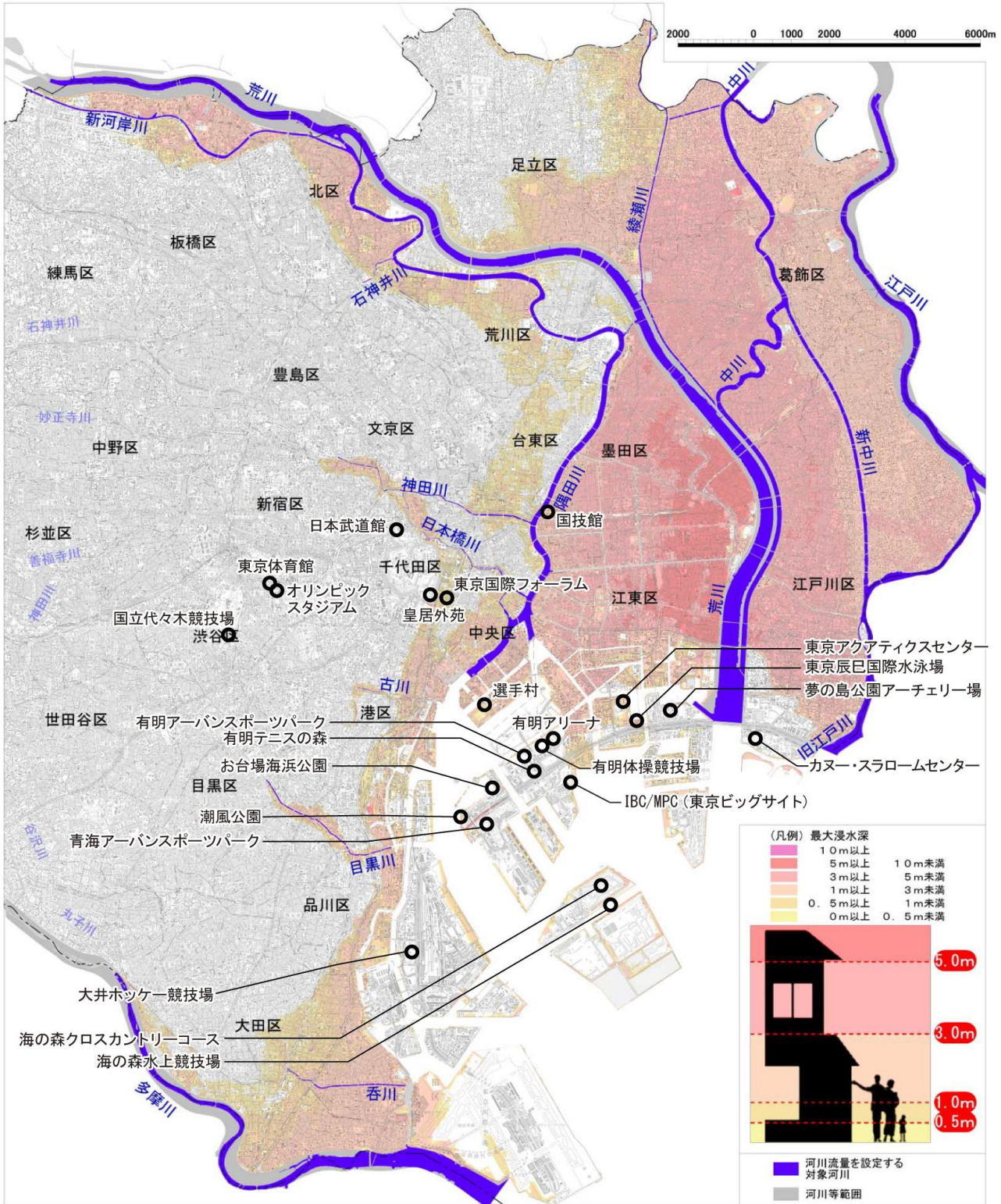
表 9.1.16-9(2) 洪水の防災計画の前提となる想定災害及び被害想定

自治体	対象地域・河川	対象とした降雨	関係する区市
神奈川県	多摩川水系	想定し得る最大規模の降雨	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、湯河原町、愛川町、清川村
	鶴見川水系		
	相模川水系		
	帷子川水系		
	大岡川水系		
	宮川水系		
	侍従川水系		
	鷹取川水系		
	平作川水系		
	松越川水系		
	下山川水系		
	森戸川水系		
	田越川水系		
	滑川水系		
	神戸川水系		
	境川水系		
	引地川水系		
	金目川水系		
	葛川水系		
	中村川水系		
森戸川水系			
酒匂川水系			
山王川水系			
早川水系			
新崎川水系			
千歳水系			

出典：「河川の氾濫による洪水浸水想定区域図」（2019年8月1日参照 神奈川県ホームページ）  
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/f4i/cnt/f3747/p1039490.html>



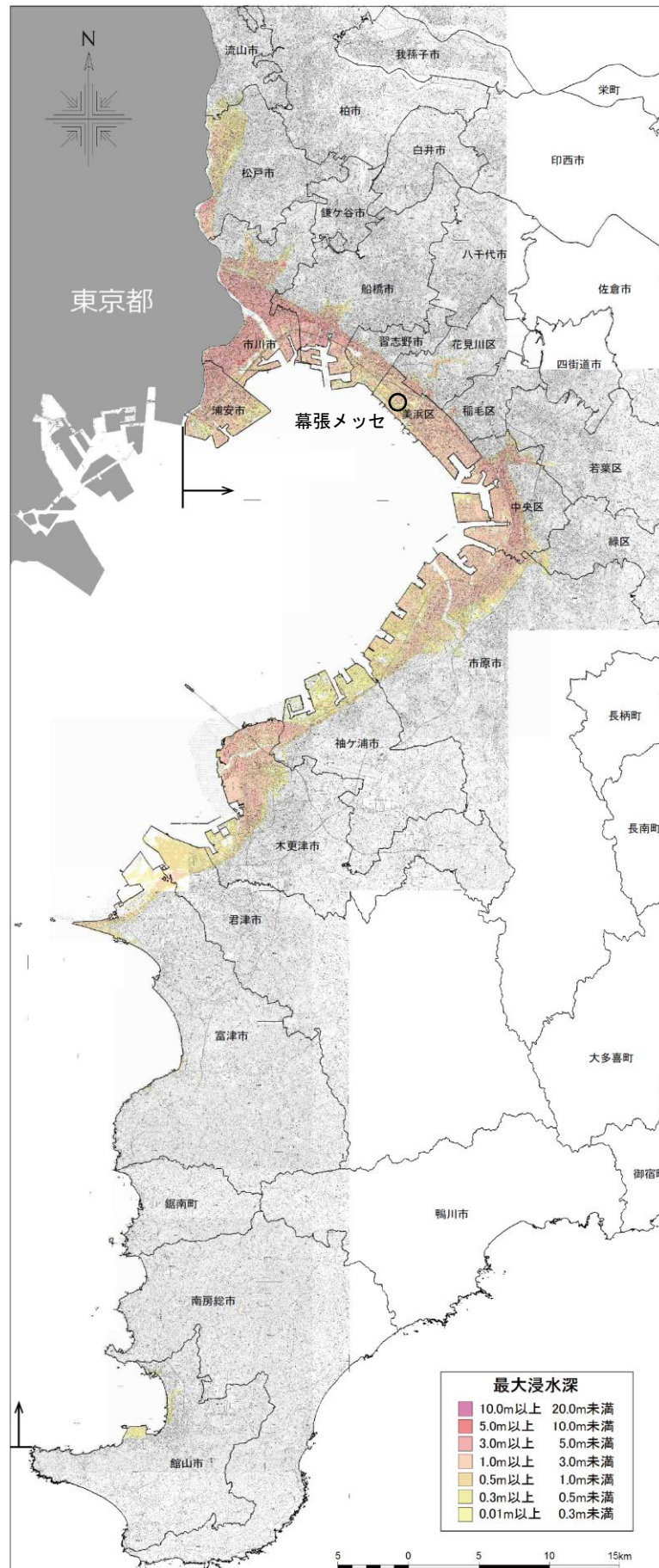
東京都高潮浸水想定区域図[想定最大規模](浸水深)



出典：「想定し得る最大規模の高潮による浸水想定区域」（2019年8月1日参照 東京都港湾局・建設局ホームページ <http://www.metro.tokyo.jp/tosei/hodohappyo/press/2018/03/30/03.html>）をもとに作成

図 9.1.16-4 浸水想定区域図（東京都）

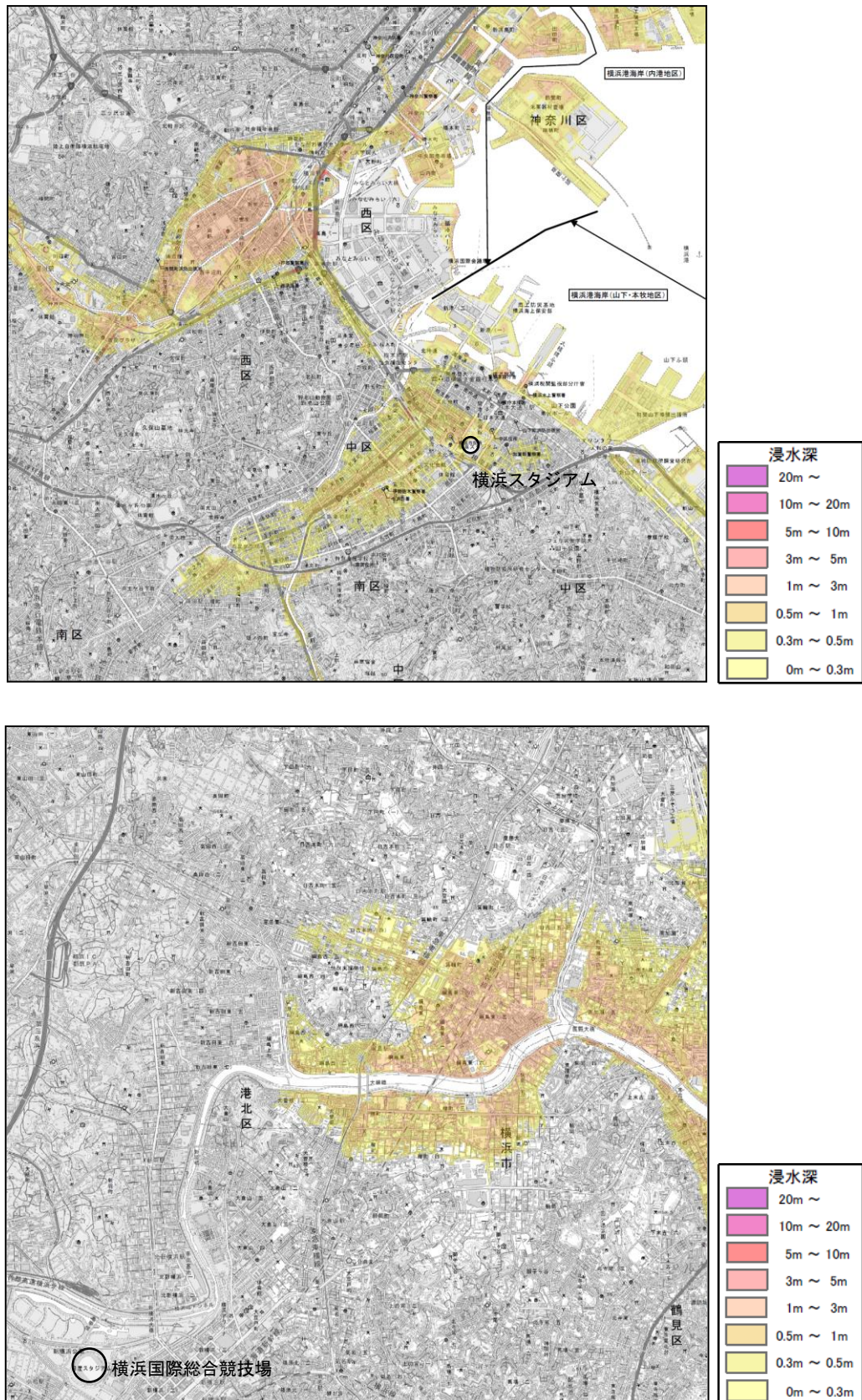




出典：「高潮浸水想定区域図（浸水深）」（2019年8月1日参照 千葉県ホームページ）  
<https://www.pref.chiba.lg.jp/kakan/shinsui/takashio/shinsuishin.html> をもとに作成

図 9.1.16-5 浸水想定区域図（千葉県）





出典：「高潮浸水想定区域図」（2019年8月1日参照 神奈川県ホームページ）  
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/jy2/takashio/kuikizu.html> をもとに作成

図 9.1.16-6 浸水想定区域図（神奈川県）

## (ウ) 東京都の防災計画

特に競技会場が多く集まる東京都における防災計画の詳細について、以下に示す。

## a. 首都直下地震等対処要領

特に競技会場が多く集まる東京都では、発災直後の初動対応体制の整備として、対策内容と役割分担を示す「首都直下地震等対処要領（改訂版）」を策定している。発災後 72 時間に想定される主な応急対策は、表 9.1.16-10 に示すとおりである。

発災から 72 時間においては、各機関の円滑な連携の下に救出救助活動等が展開できるよう、主要道路の早期啓開、ライフラインの応急復旧、帰宅困難者の大量発生による混乱防止などの対策を重層的に実施する必要がある。本要領はこうした発災後 72 時間に行うことが想定される主な応急対策活動を中心に整理している。

表 9.1.16-10 発災後 72 時間に想定される主な応急対策の概要

項 目		概 要
人命救助のためのルート確保		<p>応急対策活動に必要な車両等の通行を可能にするため、限りある人員・資機材を最大限に活用すべく、国、道路管理者及び関係機関等と連携して、迅速にルートを確認する。</p> <p>発災直後には、都災害対策本部は、俯瞰的な被害状況等を基に、候補経路の絞り込みや甚大な被害が生じている地域への経路など、道路調整チーム等を通じて、国や関係機関等と必要な調整を行い、被災状況を踏まえた都内のルート確保の方針を定める。</p>
医療救護活動	被害状況や医療資源の把握	<p>都災害対策本部（福祉保健局）は、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）等を活用して医療機関の状況を把握し、東京 DMAT<sup>1</sup>、医療救護班等の編成状況や日本 DMAT などの他道府県からの応援医療チームの参集状況について情報収集を行い、東京都災害医療コーディネーターから医学的な助言を受けながら、都内の医療救護活動を統括調整する。</p>
	東京 DMAT・都医療救護班等による医療救護活動	<p>都災害対策本部（福祉保健局及び東京都災害医療コーディネーター）は、都内の被害状況を踏まえて、東京 DMAT、都医療救護班等の編成及び派遣調整を行う。東京 DMAT は、原則として災害現場における救護活動を行うこととし、都医療救護班等は区市町村からの要請を受けて医療救護所等で救護活動を行うこととする。</p>
	地域医療搬送・広域医療搬送	<p>都災害対策本部（福祉保健局）は、地域災害医療コーディネーターや区市町村と連携して被災地域の収容先医療機関の確保に努めるが、災害拠点病院等において傷病者の受け入れが困難な場合には、各災害医療コーディネーターが連携して搬送調整を行うこととする。</p>
	医療物資の調達	<p>医療物資の調達について、発災からおおむね 72 時間までは各医療機関・自治体で備蓄しているものを使用する。福祉保健局は区市町村等から要請があった場合には、都の備蓄を放出する。</p>
物資調達活動		<p>緊急物資等を迅速に避難所まで届けられるよう、区市町村は、区市町村の地域における緊急物資等の受け入れ、配分、被災地（避難所等）への輸送拠点として地域内輸送拠点を設置し、都災害対策本部は、物流関係団体と協力し、調達物資や他県等からの緊急物資等の受け入れ、一時保管、地域内輸送拠点等への積替・配送等を効率的に行う輸送拠点として広域輸送基地を設置する。</p> <p>都災害対策本部は、大規模な被災で区市町村が物資調達不能となった地域の避難所等の物資不足に対し、当該区市町村からの要請を待たずに、搬入場所及び概算の必要数量を調整の上、迅速な支援（プッシュ型支援）を実施する。</p>
避難者対策		<p>都災害対策本部は、被災区市町村からの被災者の移送要請があった場合には、都内の非（小）被災区市町村、他道府県及び国に対して応援要請を行い、移送先及び移送手段の調整を行う。広域的な避難の対象として、要配慮者とその付添者を優先的に扱うこととする。</p>
帰宅困難者対策		<p>都災害対策本部は、帰宅困難者の発生を抑制し、救出救助活動への支障を最小限に抑えるため、都防災ホームページ及び都防災ツイッター等を通して、一斉帰宅の抑制や利用者保護の徹底についての呼び掛けを行うほか、行き場のない帰宅困難者を一時的に受け入れるための施設（以下、「一時滞在施設」という。）の開設情報を発信する。あわせて、公共交通機関の運行状況等について情報収集を行い、都防災ホームページ及び都防災ツイッター等で情報提供を行う。</p>

出典：「首都直下地震等対処要領（改訂版）」（平成 28 年 3 月 東京都）

<sup>1</sup> DMAT (Disaster Medical Assistance Team) とは、大震災等の自然災害や交通事故等の災害現場に派遣される医療チームのことで、東京都は 2004 年(平成 16 年) 8 月に我が国で初めて DMAT を設立した。

## b. 東京都地域防災計画 風水害編

東京都においては、近年、市街地の拡大に伴い地域の持つ保水、遊水機能が低下し、河川や下水道に大量の雨水が一気に流れ込むことから生ずる河川の氾濫や下水道管からの雨水の吹き出しなど、いわゆる都市型水害と言われている浸水被害にたびたび見舞われている。また、百年に一度、二百年に一度という大雨があった場合、荒川等の大河川が氾濫し、広範囲の浸水被害を発生させることも考えられる。さらに、強い台風が東京湾を直撃した場合、最悪の条件が重なると伊勢湾台風のような高潮による被害のおそれもある。「東京都地域防災計画 風水害編（平成26年修正）」は、実災害から得た教訓等を可能な限り反映し策定されている。

この計画は、東京都及び防災機関が行うべき風水害対策を予防、応急・復旧の各段階に応じて具体的に記載しており、表9.1.16-11に示す風水害の災害応急・復旧対策計画、表9.1.16-12に示す主な応急復旧活動を定めている。

表9.1.16-11 風水害の災害応急・復旧対策計画の概要

項目	概要
初動態勢	大規模な風水害が発生した場合に、東京都災害対策本部又は、東京都応急対策本部を設置するとともに、都、区市町村その他防災機関は、迅速な初動態勢により応急活動を開始する。
情報の収集・伝達	災害時に各防災機関は、情報連絡体制をとり、被害状況の把握、広報、広聴等を行う。
水防対策	洪水、高潮又は津波による水害を警戒、防御し、これによる被害を軽減する。
警備・交通規制	災害時における、都民の生命、身体、財産の保護及び各種の犯罪の予防、取り締まり並びに交通秩序の維持を行い、その他被災地における治安に万全を期する。
医療救護等対策	初動医療体制、情報連絡・傷病者の搬送、防疫及び保健衛生等の体制を整備し、災害時に迅速な医療救護等を行う。
避難者対策	風水害時に、被災者の生命、身体、安全確保等について適切な避難対策や、集中豪雨に関する情報提供や注意喚起を講じる。 避難準備情報、勧告・指示の発令時に区市町村は、速やかに避難所を設置し、避難者を受け入れる。
物流・備蓄・輸送対策	被災者に対し、生命維持に最低限必要な食料・水・生活必需品等を供給する。 輸送車両、輸送拠点等を確保し、災害時の緊急輸送を円滑に行う。
ごみ処理・トイレの確保及びし尿処理・障害物の除去・がれき処理	災害時のごみ、障害物の処理を迅速に行うとともに、トイレの確保及びし尿の収集・運搬を行い、都民の生活環境の保持を図る。
ライフライン施設の応急・復旧対策	上下水道、電気、ガス、通信などのライフライン関係機関における活動態勢を確立する。 ライフライン関係機関が相互に連携を保ちながら応急対策、危険防止のための諸活動を迅速に実施する。
公共施設等の応急・復旧対策	公共土木施設及び鉄道施設並びにその他の公共施設等の機能回復のため、迅速に応急・復旧措置を行う。
応急生活対策	被災者の生活の確保、被災住宅の応急修理、応急仮設住宅の供給を図る。 児童・生徒の生命及び安全並びに教育活動、都民生活の安定を図るための応急金融対策を図る。
災害救助法の適用	災害が発生し、区市町村単位の被害が一定以上で、かつ応急的な救助を必要とする場合、災害救助法の適用による救助を行うことにより、被災者の保護と社会の秩序の保全を図る。
激甚災害の指定	大規模な被害が発生した場合には、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下、「激甚法」という。）による財政援助等を受け、迅速かつ適切な復旧を実施する必要がある。

出典：「東京都地域防災計画 風水害編（平成26年修正）」（平成26年7月 東京都防災会議）



表 9.1.16-12 風水害における主な応急復旧活動

活動段階	事前情報収集時期	情報監視期	情報連絡時期	災害即応期	応急対応期	災害復旧期
活動段階 台風(★) 集中豪雨(★) 気象の現象など(例)	主として気象情報の収集及び連絡、事態に応じた配置態勢の指示連絡等が行える態勢	注意報等の受信・伝達、今後の展開予測、態勢の把握など ★台風接近、雨が降り始める ■大雨が一層強くなる ■河川の水位がより一層上昇する ■雨が降り始める ■雨が強くなり大雨になる ■河川の水位が上昇する	情報の受信・伝達、避難準備など ■大雨が一層強くなる ■河川の水位がより一層上昇する ■大雨が一層強くなる ■河川の水位がより一層上昇する ■局所的集中豪雨のおそれ	発生、被害の把握、緊急対策など ★台風上陸、記録的大雨、被害拡大懸念 ■被害発生のおそれ ■被害発生 ■記録的大雨、被害拡大の懸念 ■被害発生のおそれ ■被害発生	災害救助法の適用、応急復旧対策など ■大雨の終息 ■洪水の終息 ■大雨の終息 ■洪水の終息	災害復旧期 本格的復旧作業など
	★台風発生 ■大雨の可能性が高くなる ■大雨の可能性が高くなる	★注意報発表(大雨、洪水など) ○台風説明会、東京都市等への影響が予想される場合(実施) ○台風情報、関東甲信地方気象情報 ○気象解説(ホットライン)随時	★水門閉鎖 ★排水機運転 ★控工等閉鎖 ★待機職員による警戒	○災害対策本部設置 ○緊急復旧対策 ○災害対策本部の設置検討・設置 ○調整、支援活動 ○災害救助法の適用 ○九都府市広域広域相互応援実施 ○応急復旧	○被災地外、他県への移送要請 ○被害者の円滑な救出 ○情報伝達等への供給	○被災地外、他県への移送要請 ○被害者の円滑な救出 ○情報伝達等への供給
気象庁	★台風情報の発表 ★台風説明会、東京都市等への影響が予想される場合(実施) ○台風情報、関東甲信地方気象情報 ○気象解説(ホットライン)随時	○水防活動	○水防活動 ○水防活動	○水防活動 ○水防活動	○水防活動 ○水防活動	○水防活動 ○水防活動
国土交通省(関東地方整備局等)	○水位の監視	○水防活動	○水防活動	○水防活動	○水防活動	○水防活動
東京都(災害対策本部)	○気象情報の収集、分析、伝達 ★台風説明会(都庁)	○気象庁(ホットライン)随時 ○注意報の受信・伝達 ○情報監視態勢の確立	○水防活動 ○水防活動	○水防活動 ○水防活動	○水防活動 ○水防活動	○水防活動 ○水防活動
東京都(福祉保健局)	○気象情報の収集、伝達 ○台風説明会(都庁)	○気象庁(ホットライン)随時 ○区市町村への水防活動支援 ○注意報(大雨、洪水など)の受信・伝達 ○運務態勢の確立	○特別警報の受信・伝達 ○特別警報の受信・伝達	○特別警報の受信・伝達 ○特別警報の受信・伝達	○特別警報の受信・伝達 ○特別警報の受信・伝達	○特別警報の受信・伝達 ○特別警報の受信・伝達
東京都(港湾局)	○気象情報の収集	★情報監視態勢の確立	★水門閉鎖 ★排水機運転 ★控工等閉鎖 ★待機職員による警戒	★水門閉鎖 ★排水機運転 ★控工等閉鎖 ★待機職員による警戒	★水門閉鎖 ★排水機運転 ★控工等閉鎖 ★待機職員による警戒	★水門閉鎖 ★排水機運転 ★控工等閉鎖 ★待機職員による警戒
東京都(下水道局)	○気象情報の収集	○現場の安全点検	○現場の安全点検	○現場の安全点検	○現場の安全点検	○現場の安全点検
区市町村	○気象情報の収集、伝達	○注意報の受信・伝達 ○水防活動	○避難所設置の準備 ○警報の受信・伝達	○避難所設置の準備 ○警報の受信・伝達	○避難所設置の準備 ○警報の受信・伝達	○避難所設置の準備 ○警報の受信・伝達
東京都防庁	○気象情報の収集・伝達	○水防活動	○水防活動	○水防活動	○水防活動	○水防活動
警視庁	○気象情報、被害等に関する情報収集	○気象情報、被害等に関する情報収集	○気象情報、被害等に関する情報収集	○気象情報、被害等に関する情報収集	○気象情報、被害等に関する情報収集	○気象情報、被害等に関する情報収集
自衛隊	○自主的な情報収集	○自主的な情報収集	○自主的な情報収集	○自主的な情報収集	○自主的な情報収集	○自主的な情報収集
鉄道事業者	○気象情報の収集	○浸水防止対策	○対策本部設置	○対策本部設置	○対策本部設置	○対策本部設置
ライフライン事業者	○気象情報の収集	○浸水防止対策	○対策本部設置	○対策本部設置	○対策本部設置	○対策本部設置
通信事業者	○気象情報の収集	○浸水防止対策	○対策本部設置	○対策本部設置	○対策本部設置	○対策本部設置
報道機関、放送機関	○気象情報の収集	○注意報の周知	○注意報の周知	○注意報の周知	○注意報の周知	○注意報の周知

出典：「東京都地域防災計画 風水害編（平成26年修正）」（平成26年7月 東京都防災会議）

## c. セーフ シティ東京防災プランによる取組

東京都では、東京 2020 大会開催を見据えたスピード感のある防災対策の取組推進等を目的として、「セーフ シティ東京防災プラン」(平成 30 年 3 月 東京都)を策定し、本プランに基づき地震や風水害等の自然災害対策についての取組を推進している。

本プランでは、災害シナリオとして、「区部・多摩地域における地震」及び「都内各地における風水害」について、2020 年度(令和 2 年度)までの具体的取組を工程表とともに記載している。また、本プランの進捗状況を「セーフ シティ東京防災プラン進捗レポート」として公表している。「セーフ シティ東京防災プラン」における自然災害対策についての取組及び進捗は、表 9.1.16-13(1)～(6)に示すとおりであり、2020 年度(令和 2 年度)に向けて多くの取組が進捗している。

表 9.1.16-13(1) 東京都における自然災害対策についての取組及び進捗

想定しうる災害シナリオ	行うべき取組	進捗	2020 年度(令和 2 年度)の到達目標	
区部・多摩地域における地震	建物の耐震化、更新等	防災上重要な公共建築物の耐震化	防災拠点となる公共建築物 99.0%(2017 年度末)	耐震化概ね完了
		住宅等の耐震化	住宅 83.8%(2014 年度末) 都営住宅 93.2%(2017 年度末)	住宅 95% 都営住宅 100%
		長周期地震動対策	都庁舎の対策工事完了	—
		家具類の転倒等対策の推進	対策未実施率 23.5%(2018 年 9 月)	対策の実施率向上
	住民による救出活動の展開	都民一人ひとりの防災力強化	「東京暮らし防災」の周知活動の実施 都民の防災意識を高めるシンポジウムの開催 防災館各館の「消火コーナー」の改修 「親子で体験防災館ナイトツアー」を開催	女性視点を含めた都民一人ひとりの防災力強化
			防災教育の充実	宿泊訓練実施校 234 校(2017 年度)
		地域防災力の向上	女性防災人材育成 6 回開催	女性視点の防災対策の推進
		消防団の機能強化	—	—
		住民参加型訓練の実施	防災訓練参加者数 240 万人(2017 年度)	防災訓練累計 1200 万人参加
		応急救護体制の充実強化	救命講習受講者数延べ 260 万人(2017 年度)	救命講習受講者数 320 万人以上 応急手当実施率 50%達成
出火・延焼の抑制		初期消火力の強化	消防団員の能力向上を目的とする e-ラーニングシステムの運用開始 親子蓋付き防火水槽 55 基整備 経年防火水槽の再生工事 67 基実施 大量送水想定コンテナ 1 基整備 等	特別区消防団充足率 90%以上 深井戸特別区 12 基 親子蓋特別区 757 基
	木密地域の不燃化促進	不燃領域率 62% (2016 年度末)	不燃領域率 70% 特定整備路線 28 区間 約 25km 全線整備	
	燃え広がらない空間の確保	避難場所や防災拠点の計画的・重点的な整備の推進 市町村に対する補助の実施 市町村立公園の整備促進	都立公園新たな開園面積 95ha(2015 年度～)	
安全で迅速な避難の実現	要配慮者支援体制等の整備	区市町村の要配慮者対策への財政的支援の実施 ヘルプマークやヘルプカードの普及啓発支援の推進 等	要配慮者支援体制の更なる充実	
	避難場所等の充実	避難場所の見直しの実施 避難有効面積不足の避難場所の解消	都道バリアフリー化 約 146km 完了 31 公園で防災公園 整備完了	
	避難に資する道路等の防災性の向上	都道全体地中化率 44%(2019 年度末)	山間部の道路の防災性向上 センター・コアエリア内の都道の無電柱化完了 都道全体地中化率 47% マンホール浮上抑制対策対象区間完了(約 1,250km)	

出典：「セーフ シティ東京防災プラン」(平成 30 年 3 月 東京都)

「セーフ シティ東京防災プラン進捗レポート 2019」(平成 31 年 3 月 東京都)

表 9.1.16-13(2) 東京都における自然災害対策についての取組及び進捗

想定しうる災害シナリオ	行うべき取組	進捗	2020年度(令和2年度)の到達目標	
区部・多摩地域における地震	各種情報の的確な発信	国と都の本部等との連携構築	図上訓練の実施による各機関の連携等の検証、相互の連携強化 図上訓練を踏まえた発災時の国との連絡体制についての検討実施	発災時における国と都の円滑な連携の構築
		防災設備の整備・更新	防災行政無線の再整備に向けた取組等を実施 新しい災害情報システム(DIS)の稼働に向けた再構築の基本構想の検討	—
		迅速な被害情報等の把握	都道の被害状況把握等に向け、レスキュー・ナビゲーションの操作性向上 早期災害情報システムの機能向上に向け、タブレット端末導入効果の検証 災害情報等リアルタイム共有体制の構築に向け、関係システムの改修及びシステム連携に係る構想・設計の実施	被害情報の一元的な管理による迅速な復旧活動の確保
		情報発信力の強化	東京都防災アプリにおいて、災害情報等のプッシュ配信を実施 消防に関する情報を入手できる「消防アプリ」のリリース等	—
		多言語による災害情報提供	災害発生時において、東京都防災ホームページや防災ツイッター、都内のデジタルサイネージ等多言語による情報発信の開始	外国人等の安全確保に向けた情報提供体制の充実
	案内板等の多言語化	東京都防災アプリにおける多言語での普及啓発コンテンツの充実化 東京の観光公式ウェブサイト「GO TOKYO」や観光公式ガイドブック「東京トラベルガイド」において防災情報を案内 「東京みちしるべ 2020」に基づき、英語併記化やビクトグラムの追加等		
	帰宅困難者による混乱防止	一斉帰宅抑制の普及啓発	条例説明会・講演会の実施、ハンドブックの配布や各種イベントでのPR、中吊り広告の掲出など、あらゆる機会を活用した普及啓発の実施 約40の駅前滞留者対策協議会や区市町村を対象に帰宅困難者フォーラムを開催 帰宅困難者対策に積極的に取り組む「東京都一斉帰宅抑制推進企業」を49社認定	—
		一時滞在施設の確保	一時滞在施設 36.3万人確保(2019年1月)	一時滞在施設の確保を推進
		自立分散型電源の導入促進	民間事業者に対して、コージェネレーションシステムなどの自立分散型電源の導入支援等を実施 避難場所となる公園等に、携帯電話の充電設備やLED照明を備えた「自立型ソーラースタンド」の設置を支援	—
		帰宅困難者の安全確保策の推進	町田市と合同の帰宅困難者訓練の実施 東京都一斉帰宅抑制推進企業及び東京都一斉帰宅抑制推進モデル企業を認定	行き場のない帰宅困難者(92万人)の安全確保
ターミナル駅等のトイレ機能等の確保		下水道管耐震化累計 3,692か所(2017年度末)	下水道管耐震化 累計4,155か所整備完了 避難所・ターミナル駅等の給水管耐震化率100%	
スムーズな帰宅に向けた支援の推進	災害時帰宅支援ステーション累計 11,046か所	—		

出典：「セーフシティ東京防災プラン」(平成30年3月 東京都)

「セーフシティ東京防災プラン進捗レポート2019」(平成31年3月 東京都)

表 9.1.16-13(3) 東京都における自然災害対策についての取組及び進捗

想定しうる災害シナリオ	行うべき取組	進捗	2020年度(令和2年度)の到達目標	
区部・多摩地域における地震	円滑な避難所の開設・運営	防災上重要な公共建築物等の耐震化	防災拠点となる公共建築物 99.0%(2017年度末)	耐震化概ね完了
		避難所等のトイレ機能等の確保	避難所等への給水管耐震化率 83%(2017年度)	避難所等のトイレ機能 90%確保 避難所・ターミナル駅等の給水管耐震化率 100%
		避難所運営体制等の構築	「避難所管理運営の方針」を区市町村に周知し、指針を踏まえた区市町村の取り組みを支援 女性や要配慮者の視点を踏まえた避難所運営に向けた取組を推進	女性視点の防災対策の推進 全区市町村で避難所管理運営マニュアル策定
		避難所生活衛生等の確保	公立学校のトイレ改修や災害用トイレの整備を行う区市町村の支援を実施 緊急時に専門的なところのケアを円滑かつ迅速に行う体制整備	公立小中学校トイレ洋式化 80%以上、災害用トイレ整備
		災害ボランティア体制の強化	災害ボランティアコーディネーター受講者数累計 1,108人(2013～2017年度)	災害ボランティアコーディネーター受講者約 1,000人確保
		避難生活の安全安心の確保	災害発生時に乳児用液体ミルクを緊急に調達し提供することを目的に、民間事業者と協定を締結	—
	発災後の生活を可能とする飲料水や備蓄品の確保と輸送	水道施設の耐震化・バックアップ機能の強化	配水池耐震施設率 71%(2017年度末) 排水管耐震継手率 43%(2017年度末) 避難所・主要駅の給水管耐震化率 83%(2017年度末)	災害時における飲料水の安定的な供給の実現
		応急給水体制の整備	災害時給水ステーション(給水拠点)において、水道局・区市町村職員及び地域住民が連携した訓練を実施 区市町村が地域住民と連携し消火栓・排水栓を活用した応急給水を実施することができる体制の構築 応急給水の対応力向上のために区市町村が地域住民向けに行う訓練を東京消防庁と連携して支援する事業を開始	大規模停電時における給水確保率 97%
		備蓄体制の強化	発災後 3日分の食料及び生活必需品の確保に向け、新たに 63万食を追加購入 多摩広域防災倉庫について、2019年度の施設全体の活用に向け、改修工事を着実に実施、運用体制の検討の実施	都・区市町村併せて 3日分の食料・生活必需品備蓄を維持
		輸送等体制の強化	大規模災害時における給油所の混乱を抑制するため、日常的に車両の燃料を満タンにしておく「満タン運動」を展開	—
		日常備蓄の浸透・定着	イベントへの出展、リーフレット、ポスター等各種広報媒体のほか、東京くらし防災や東京都防災アプリを活用し、様々な世代を対象に、日常備蓄の考え方や備蓄ユニット等の普及啓発を推進	家庭内における備蓄 90%以上
		家庭におけるエネルギー利用の高度化	非常用電源としても有効な家庭用燃料電池や蓄電池等の設置を支援	—

出典：「セーフ シティ東京防災プラン」(平成 30年 3月 東京都)

「セーフ シティ東京防災プラン進捗レポート 2019」(平成 31年 3月 東京都)

表 9.1.16-13(4) 東京都における自然災害対策についての取組及び進捗

想定しうる災害シナリオ	行うべき取組	進捗	2020年度(令和2年度)の到達目標	
区部・多摩地域における地震	公助による救出救助活動等の展開	緊急輸送道路等の閉塞等を防ぐ取組の実施	特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化率 84.8% (2018年12月末) 都道地中化率 44% (2019年度末)	特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化率 90% かつ、特に倒壊の危険性の高い建築物の解消 緊急輸送道路等の橋梁の耐震化補強完了 センター・コアエリア内の都道の無電柱化完了 都道地中化率 47%
		重機類、資機材等確保	発災後の道路障害物除去等を円滑に行うための道路防災ステーションについて、区部の全建設事務所に各1か所以上の整備を完了 発災時の道路啓開等に係る新たな協定締結に向け、関係機関等との調整を実施	区部の全建設事務所管内に1か所整備
		緊急輸送ルートの確保	関係機関と連携した緊急輸送ルートの確保に向け、国をはじめとする道路管理者、関係機関等との事例検討等を重ね、発災時の対応力を強化	緊急輸送ルート確保の実効性向上
		河川等を活用したルート確保	災害時の水上輸送の拠点となる防災船着場等の整備や、運用に係る訓練等を実施	陸上と併せた緊急輸送ルートの多重化
		東京港の機能確保に向けた取組	水上輸送ルートの活用に向け、訓練等の検証を通じて取組の実効性を向上 緊急物資等を受け入れるふ頭の耐震強化岸壁について、2パースの工事を実施	
		都立公園等の防災機能強化	防災上の位置付けのある都立公園 61 か所のうち、新たに 17 か所の工事に着手するほか、8 か所の基本計画策定 海上公園の防災機能強化に向け、4 か所で工事を実施	大規模救出救助活動拠点、オリンピック・パラリンピック関連公園 31 公園で防災機能強化、海上公園 22 公園で防災機能強化
		応援部隊の受入体制確保	緊急消防援助隊等の大規模な受援施設の整備が完了し、新たに運用を開始	
		専門部隊の整備等	バスケット付きの放水塔体を装備したタグボート型の大型消防救助艇「おおえど」を就航し、船舶火災を始めとした災害への対応力を強化 消防ヘリコプター「ちどり」を更新し、都市型救助活動体制等を強化 発災時に活用する重機の運転技能者の拡充や民間事業者との訓練等を実施	—
		外国人にも対応した救急隊の整備	東京 2020 大会開催に向け、英語対応救急隊を 26 署 70 隊体制に整備するため、英語対応救急隊員の育成を継続したほか、多言語音声翻訳アプリ「救急ボイストラ」を導入	26 署 70 隊体制を整備
		災害時における医療機能強化	災害拠点病院指定 82 施設 (2019年3月) 災害拠点病院 BCP 策定率 100% (2019年3月)	医療機能の更なる強化
	過去の災害教訓等を踏まえた防災体制強化	区市町村に対する BCP 策定に係るガイドラインを基に説明会を実施 全庁の防災対応力を強化するため、「東京都 BCM 推進委員会調整部会」を開催	区市町村における BCP 策定促進及び受援体制整備の推進	
	訓練等による対策の実効性向上	—	—	
	大会に向けた安全・安心への取組	東京 2020 大会に備え、対処要領を踏まえた図上訓練を繰り返し、対処要領の検証及び改善を図る	東京 2020 大会の円滑な運営及び大会時に培った危機管理に関するノウハウの活用	

出典：「セーフ シティ東京防災プラン」(平成 30 年 3 月 東京都)

「セーフ シティ東京防災プラン進捗レポート 2019」(平成 31 年 3 月 東京都)



表 9.1.16-13(5) 東京都における自然災害対策についての取組及び進捗

想定しうる災害シナリオ	行うべき取組		進捗	2020年度(令和2年度)の到達目標
区部・多摩地域における地震	迅速な復旧・復興による早期生活再建	道路ネットワークの構築	首都圏三環状道路整備率 82%(2018年度末)	首都圏三環状道路整備率9割 道路ネットワーク機能の強化
		物資の調達、輸送体制の強化	多摩広域防災倉庫の改修工事の実施、運用体制の検討の実施 区市町村や国との意見交換の実施、WGを開催する等の検討の実施 協定締結事業者との通信訓練や物資輸送訓練を実施し、連携体制を強化	物資調達・輸送体制の強化
		燃料の確保	給油所と直接協定等を締結し、燃料確保対策を継続するとともに、国や自治体、石油団体等で構成される連絡協議会を実施し、発災後の円滑な供給体制の構築に向けた検討の実施 車両の燃料を満タンとする「満タン運動」として、ポスター作成等の普及啓発を実施	—
		早期生活再建支援体制の基盤整備	東京都震災復興マニュアルの見直しに向けた復興対策の課題整理等の検討 島しょ部を除いた区市町村の被災者生活再建支援システムの導入完了 都や区市町村職員向けに、都市復興手順の習熟等を目的とした訓練を実施 等	全区市町村の震災復興体制の強化
		災害廃棄物処理体制の構築	東京都災害廃棄物処理計画に基づき実務的な業務手順を整理した、東京都災害廃棄物対策マニュアルを策定 区市町村の計画策定支援等のための演習等を実施	—
		施設の耐震化・耐水化	最大級の地震が発生した場合においても、各施設が機能を保持し、津波等による浸水を防止するため、堤防、水門・排水機場、下水道施設、地下鉄施設等の耐震・耐水化を推進	—
		予防保全管理の推進	最新の点検結果を反映させた予防保全型管理による橋りょうやトンネル、地下調節池等の長寿命化工事等を実施し、港湾施設等の健全度調査を実施	—

出典：「セーフ シティ東京防災プラン」(平成30年3月 東京都)

「セーフ シティ東京防災プラン進捗レポート2019」(平成31年3月 東京都)

表 9.1.16-13(6) 東京都における自然災害対策についての取組及び進捗

想定しうる災害シナリオ	行うべき取組	進捗	2020年度(令和2年度)の到達目標	
都内各地における風水害	風水害時の円滑な避難の実現	河川や大雨等の情報提供	水防災総合情報システムにおけるスマートデバイス向けのホームページを、GPS 機能を活用し分かりやすく閲覧できるように対応	情報発信の強化 洪水浸水予想(想定)区域図の更新(12区域) 高潮浸水想定区域図の作成、高潮特別警戒水位の設定
		行政間の情報連絡体制の構築	東京都防災センターの改修工事を引き続き実施 発災時、有線通信途絶時にも機能する防災行政無線の再整備を推進 GIS、ビッグデータ等、最新の情報通信関連技術の活用を考慮した災害情報システム(DIS)の再構築に向けた基本構想を実施	—
		避難対策の推進	これまでに行った風水害への備えや取組の実施状況は、「特に何も備えや取組を行っていない」 大雨や台風が来ることが予想される場合の準備についての取組は、「何もしない」が28.5%(前年度比8.7%減)	大規模水害時の広域避難対策に係る指針(案)策定
		地下街浸水対策	新宿や新橋など12地区にて地下街管理者や鉄道事業者、地元区等で構成された部会を行い、緊急連絡体制や避難誘導方法を定めた浸水対策計画の策定を実施	浸水時の緊急連絡体制や利用者の避難誘導など浸水対策を一層充実
	浸水・土砂災害対策の充実・強化	中小河川対策	時間50ミリに対応する護岸整備に加え、新たな目標整備水準(区部75ミリ、多摩65ミリ)に対応する環状七号線地下広域調節池などの整備を推進	治水安全度達成率82%
下水道の浸水対策、鉄道施設浸水対策、流域対策		50mm降雨対策13地区整備完了(2017年度末)	50mm降雨対策18地区完了 75mm降雨対策7地区完了	
地震・津波・高潮対策		水門・排水機場の耐震・耐水化を推進するとともに、京浜運河をはじめとする防潮堤整備や内部護岸の整備を実施	—	
土砂災害警戒区域等の指定		15,000か所指定完了	指定完了15,000か所	
ハード対策		砂防、地すべり対策、急傾斜地崩壊対策事業を実施	—	
水害等の活動体制の充実		浸水地における対応力強化のため、がれき等により損傷しても沈まないウレタンボートを整備するなど、水防活動能力を強化	新型消防艇(タグボート型)の整備	

出典：「セーフシティ東京防災プラン」(平成30年3月 東京都)

「セーフシティ東京防災プラン進捗レポート2019」(平成31年3月 東京都)

#### d. 火災予防対策

東京は、人口や産業が集中する巨大都市である一方、現在も、木造住宅密集地域が広く分布している。また、高層建築物や大規模な地下街も多く、火災などが発生した場合、大規模な事故災害になる可能性がある。そのため、「東京都地域防災計画 大規模事故編(平成21年修正)」(東京都防災会議)において、以下の火災予防対策を示している。

##### ○都民に対する防火指導

- ・パンフレット、ポスター、ホームページ等各種の媒体を用いて、防火思想の普及を図る。
- ・出火防止、初期消火及び応急救護の要領について教育、訓練を実施し、都民の防火意識と防災行動力の向上を図る。
- ・都民防災教育センターを活用し、都民の防火意識と防災行動力の向上を図る。

##### ○事業所の防火管理及び防火管理指導

- ・防火管理及び防災管理指導を通じて、事業所における防火管理及び防災管理体制の充実強化を図る。

- ・統括防火管理者、統括防災管理者、防火管理者、防災管理者、防火管理技能者、火元責任者その他の防火管理及び防災管理業務に従事する者に対して自衛消防に係る指導を行うことにより、事業所の防災行動力を向上させる。

#### ウ. 東京 2020 大会に向けた取組

東京都は、大会開催中のアスリートや大会関係者、観客の安全・安心を確保していかなければならない。また、都民の生命・健康の確保、都民生活と社会機能の維持に万全を期すとともに、安定的な大会運営を脅かす事案への適切な対処が求められる。

これらの大会開催中の都市運営に係る体系は、図9.1.16-7に示すとおりであり、「東京2020大会における都市運営に係る基本方針」（平成30年3月 東京都オリンピック・パラリンピック準備局）を踏まえた「東京2020大会における都市オペレーションセンター運営計画」（平成31年3月 東京都オリンピック・パラリンピック準備局）と「東京2020大会の安全・安心の確保のための対処要領」との整合性を相互に確保させながら、検証・改善を進めている。

「東京2020大会における都市オペレーションセンター運営計画」及び「東京2020大会の安全・安心の確保のための対処要領」の概要は、以下に示すとおりである。

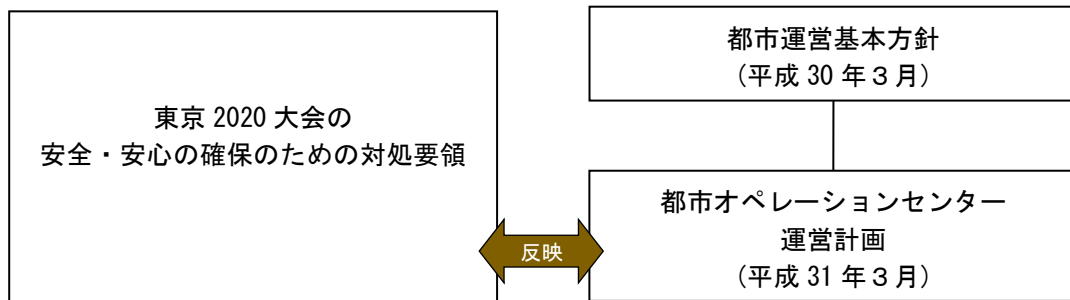


図 9.1.16-7 大会開催中の都市運営に係る体系

#### (ア) 東京 2020 大会の安全・安心の確保のための対処要領

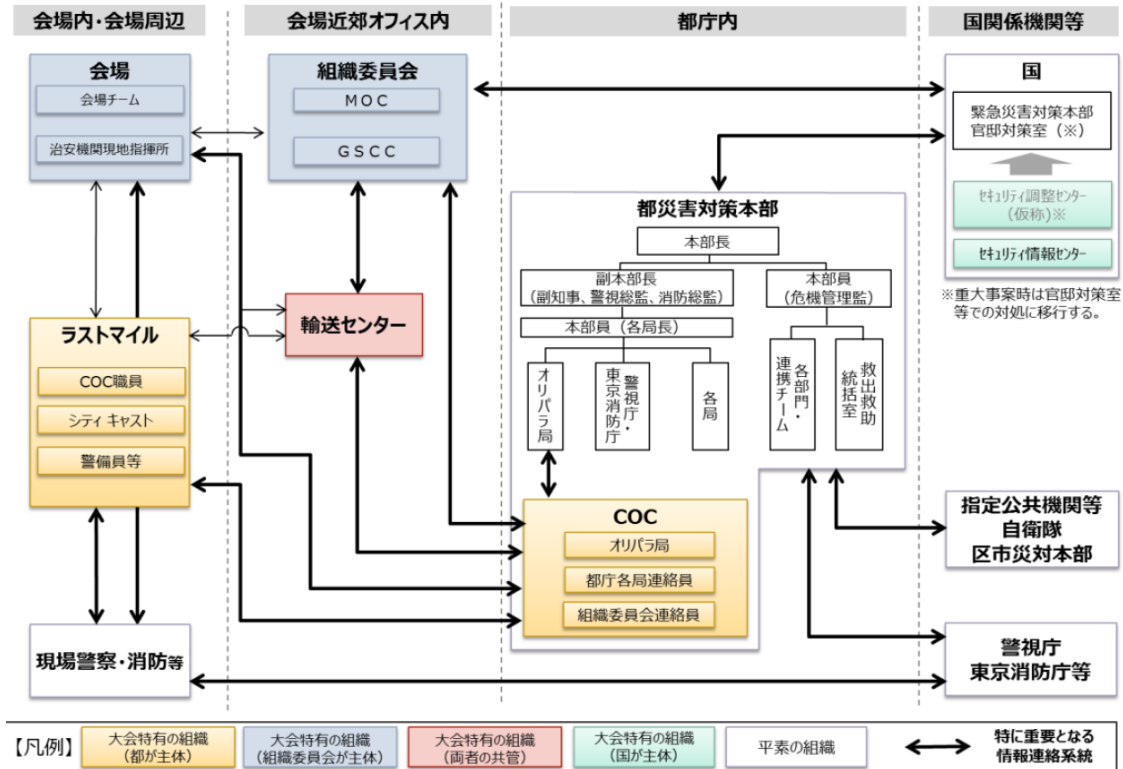
東京 2020 大会開催中における災害時の基本的な対応は、「東京都地域防災計画 震災編（令和元年修正）」、「首都直下地震等対処要領（改訂版）」、「東京都地域防災計画 風水害編（平成26年修正）」に則って実施し、東京都全体に影響を及ぼす大規模災害等は東京都災害対策本部で対応する。

一方で、大会開催中は国内外から多くの観客が競技会場等に集中することが想定されることから、災害対策等の視点から、大会時に想定される様々なリスクを抽出し、想定される各種事態への対応方針、活動の主体・内容を定めた「東京 2020 大会の安全・安心の確保のための対処要領（第一版）」（平成30年3月 東京都オリンピック・パラリンピック準備局）を策定した。その後、実地訓練や図上訓練での検証や、専門アドバイザーによる意見などを踏まえて、危機的事態のリスクに応じた関係機関との連携や観客等の一時的な避難場所の確保などについて見直し、「東京 2020 大会の安全・安心の確保のための対処要領（第二版）」（平成31年4月 東京都オリンピック・パラリンピック準備局）として改善を行った。

都市オペレーションセンター<sup>2</sup>で対応する事案分類のうち「CRISIS<sup>3</sup>」については、都災

<sup>2</sup> 都市オペレーションセンターとは、円滑な大会運営を支援するとともに、都民生活への影響の軽減を図るため、都庁関係局、組織委員会、輸送センター、国、警察機関、消防機関、競技会場周辺自治体など大会時の都市運営に関わ

害対策本部のもと、都市オペレーションセンターは大会運営に係る対応を行う。大会開催中に首都直下地震等が発生し、都災害対策本部が設置された場合、東京都災害対策本部は、災害対応業務を迅速かつ的確に実施するため、図 9.1.16-8 に示すとおり国、関係機関、自衛隊、会場所在区市等との密接な連携を図るとともに、都市オペレーションセンターを経由して、競技会場周辺の被害情報やメインオペレーションセンターに集約された大会運営に係る情報等の集約を行う。



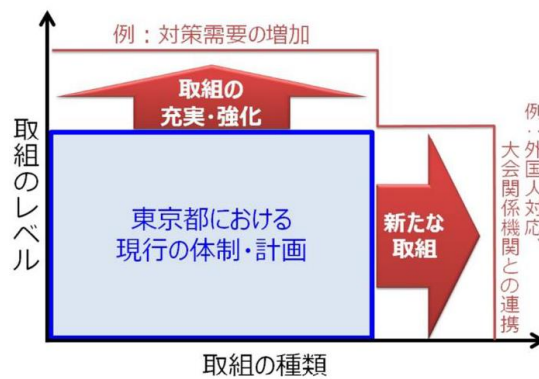
出典：「東京 2020 大会の安全・安心の確保のための対処要領（第二版）」  
 (平成 31 年 4 月 東京都オリンピック・パラリンピック準備局)

図 9.1.16-8 大会開催中の東京都災害対策本部の連携体制（イメージ）

る多様な組織間での情報共有・連絡調整の中心的な役割を果たすものである。  
 3 CRISISとは、都市運営に影響を及ぼしうる事案を分類したうち、死傷者の発生等の最も危険度の高いレベルを指す。

また、本対処要領では、「イ. 自治体が定める現行の災害時の体制・計画」に示した現行の体制・計画を最大限に活用することに加え、大会開催中は、図 9.1.16-9 に示すとおり現行の取組の充実・強化や、外国人対応等の新たな取組を示している。

首都直下地震等が発生した際には、関係機関相互の行動を予測しつつ、より迅速で効率的な応急対策活動を連携して実施できるよう、発災時に東京都及び関係機関が行う主な応急対策活動をタイムラインとして整理している。首都直下地震等が発生した場合の大会開催中に取組の充実・強化、新たな取組を行う主な応急対策活動は、図 9.1.16-10(1)～(7)及び表 9.1.16-14 に示すとおりである。大会開催中は、国内外から多くの観客が競技会場等に集中することが想定されることから、現行の取組の充実・強化や外国人対応等の新たな取組を実施する。



出典：「東京 2020 大会の安全・安心の確保のための対処要領（第二版）」  
（平成 31 年 4 月 東京都オリンピック・パラリンピック準備局）

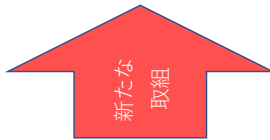
図 9.1.16-9 東京都における現行の体制・計画との関係

大会期間中における防災を想定した非常配備態勢に基づき都職員が参加  
道路管理者と連携して競技会場周辺等の道路における渋滞や放置車両の状況につ  
いて情報を収集  
交通テレビシステム、車両感知器・映像表示システム、情報共有システム、テレビ会  
議システム等を用いて被害状況及び交通状況について情報を収集  
多重化された通信手段を活用し、被害情報を収集



東京都における現行の体制・計画

- ・被害等の情報収集
- ・都民への情報発信、都民からの問合せ対応、報道対応
- ・災害対策本部会議の開催
- ・応援部隊の受入れ、その他



図及び大会関係機関等との連絡体制(通信手段、連絡窓口)の確立  
土地勘のない訪都者の増加により、観光地や公園等でパニックが生じ、大混乱となることを避けるため、首都  
直下地震対策ポータルサイト「防災ポータル」(国土交通省提供)等の活用のほか、SNS(Twitter)及びその他  
の効果的な手段を用いて、発災時の行動ルールなどの情報発信を実施  
都内における訪都者の被災状況を俯瞰的に把握  
防災上位置づけのある都立公園などにおいて、放送設備やデジタルサイネージなども活用して、継続的な情報  
提供を実施  
東京2020組織委員会と連携のうえ、報道機関に対し、正確且つ最新の情報を提供する。  
所管局からの情報提供に基づき、東京都公式ホームページ、SNS等を活用した都民への情報提供の他、都政  
広報番組での発信や広報東京都の臨時号の発行についても検討する。  
ITOKYO FREE Wi-Fiを活用した都防災ホームページからの情報入手の促進  
都民及び訪都者に対して都及び国(外国人に対しては在京大使館等)の情報を積極的に収集し、デマ等に注  
意するよう呼びかけ  
都外の救出救助機関等へ、応援を要請する際、活動場所等について改めて周知  
関係機関等の要請があった際、必要に応じ現地連絡調整所の設置と職員派遣  
都内被害状況やメインオペレーションセンターに集約された大会運営に係る情報等、東京2020大会開催・継続  
の可否等の判断に必要な情報を都市オペレーションセンター経由で収集する  
都市オペレーションセンターを通じて組織委員会等と連携し、会場等の被害状況や、大会関連情報などを都災  
害対策本部にて共有し、会場等の被害状況や大会関連情報等を踏まえ、対処方針等を決定  
東京2020大会開催エリアが立地する区市町村に対し、観客等の安全確保に必要な配慮を要請。また、東京2020  
大会関係者の安全確保に必要な配慮を東京2020組織委員会と連絡調整して要請  
東京2020大会開催エリアが都外に立地する市町村の被害及び対応状況について情報収集  
観客等に対してSNS等を用いて東京2020大会関連情報を提供  
大規模救出救助活動拠点の現況を踏まえ、施設管理者等と連携して活動場所等の確保を行う

出典：「東京2020大会の安全・安心の確保のための対処要領(第二版)」(平成31年4月 東京都オリンピック・パラリンピック準備局)を基に作成

図 9.1.16-10(1) 大会開催中に取組の充実・強化、新たな取組を行う主な応急対策活動(本部態勢(発災～72時間))

競技会場周辺等にて活動する消防隊員等が把握した状況等について収集  
 交通テレビシステム、車両感知器、映像表示システム、情報共有システム、テレビ会  
 議システム等を用いて被害状況及び交通状況について情報を収集  
 道路管理者と連携して競技会場周辺等の道路における渋滞や放置車両の状況につ  
 いて情報を収集  
 道路点検等により緊急輸送ルートの被害状況や通行不可能状況の情報を収集  
 道路管理者及び交通管理者等からの道路点検結果を災害情報システムに入力し、各  
 機関で共有



東京都における現行の体制・計画

- ・人命救助・消火
- ・救出救助に係る体制整備
- ・道路状況把握交通規制緊急道路障害物除去
- ・治安維持活動
- ・広域的な応援



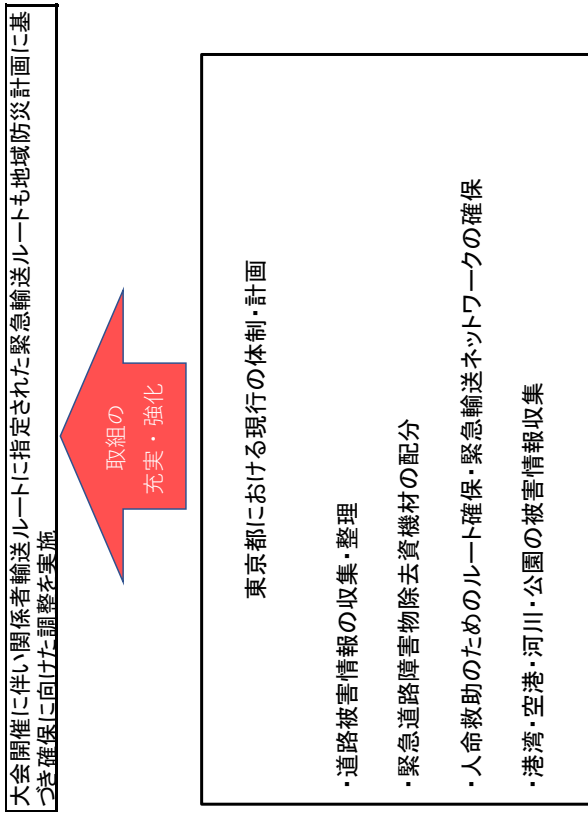
航空運用調整班の設置判断及び安全運航に必要な初動措置

災害現場上空の航空機の安全運航、大会開催中の災害時における航空機の安全な運行

警視庁や東京消防庁、自衛隊、海上保安庁などの各機関に代替地の調整状況を改めて情報提供

出典：「東京 2020 大会の安全・安心の確保のための対処要領（第二版）」（平成 31 年 4 月 東京都オリンピック・パラリンピック準備局）を基に作成

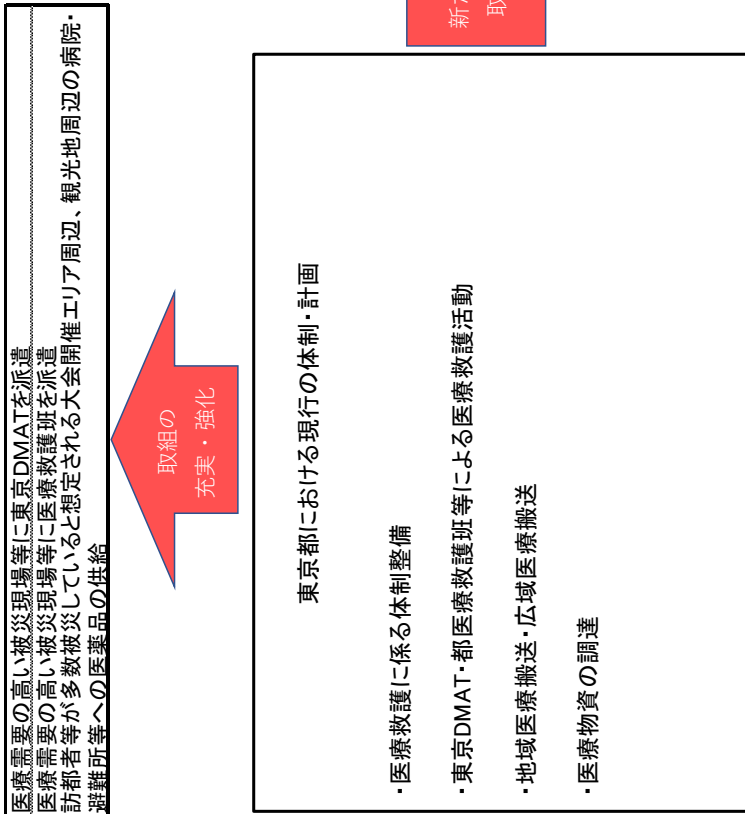
図 9.1.16-10(2) 大会開催中に取組の充実・強化、新たな取組を行う主な応急対策活動（救出・救助、消火（発災～72 時間））



出典：「東京2020大会の安全・安心の確保のための対処要領（第二版）」（平成31年4月 東京都オリンピック・パラリンピック準備局）を基に作成

図 9.1.16-10(3) 大会開催中に取組の充実・強化を行う主な応急対策活動（道路調整（発災～72時間））

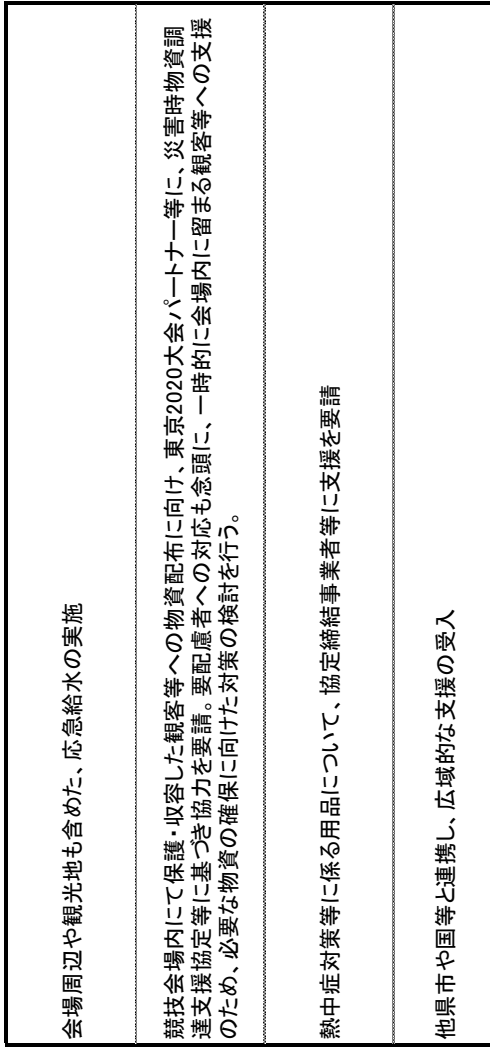
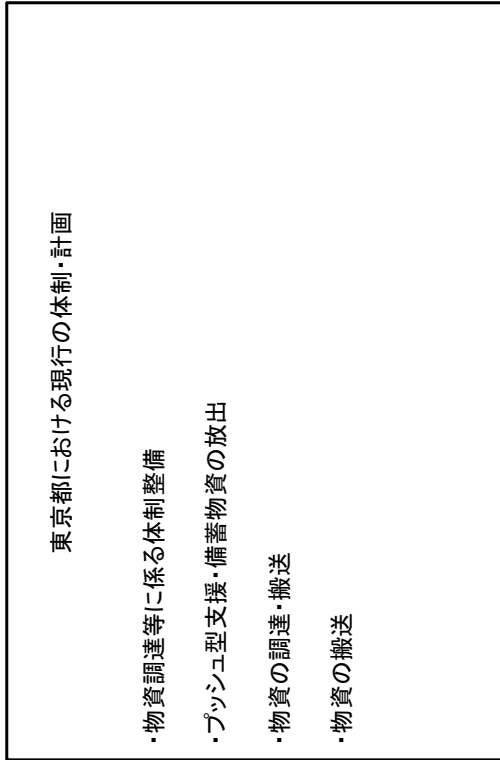
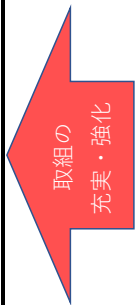




出典：「東京2020大会の安全・安心の確保のための対処要領（第二版）」（平成31年4月 東京都オリンピック・パラリンピック準備局）を基に作成

図 9.1.16-10(4) 大会開催中に取組の充実・強化、新たな取組を行う主な応急対策活動（医療救護（発災～72時間））

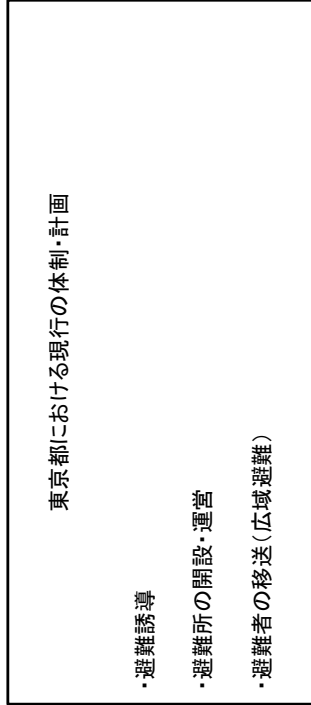
食料品・生活必需品等の物資不足が見込まれる施設等に協定締結事業者による支援の実施



出典：「東京2020大会の安全・安心の確保のための対処要領（第二版）」（平成31年4月 東京都オリンピック・パラリンピック準備局）を基に作成

図 9.1.16-10(5) 大会開催中に取組の充実・強化、新たな取組を行う主な応急対策活動（支援物資対策（発災～72時間））

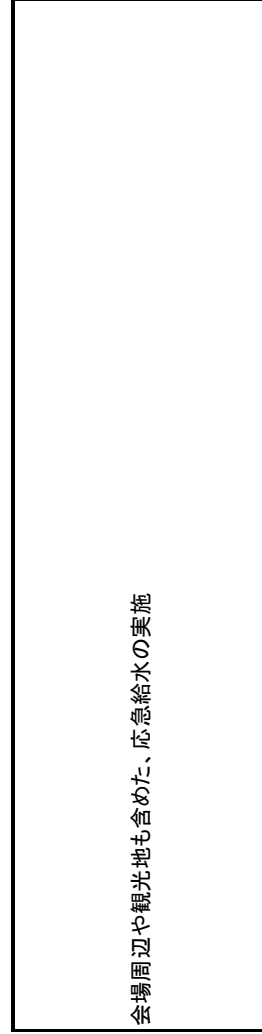
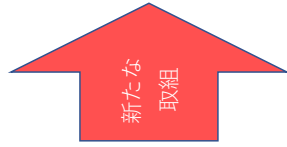
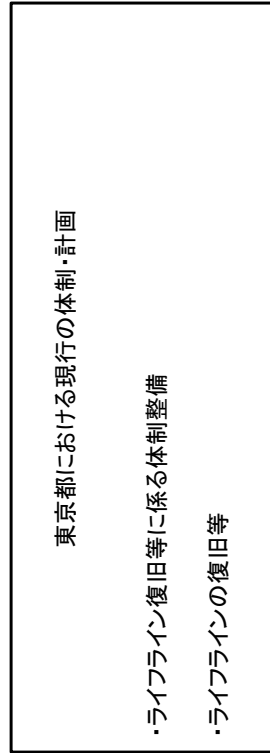
「福祉保健局災害対策活動マニュアルに沿って、避難所に関する区市町村への支援  
 区市町村の要請に応じた防災(語学)ボランティアの避難所等への派遣のための情報  
 把握等  
 被災者の円滑な避難に向けたデジタルサイネージや防災アプリ等、ICTツール等の活  
 用を検討するなど、区市町村の避難者対策を支援



出典：「東京 2020 大会の安全・安心の確保のための対処要領（第二版）」（平成 31 年 4 月 東京都オリンピック・パラリンピック準備局）を基に作成

図 9.1.16-10(6) 大会開催中に取組の充実・強化を行う主な応急対策活動（避難者対策（発災～72 時間））

首都中枢機関及び災害拠点病院等の重要施設への供給ルートの被害状況を把握す  
 るとともに、通水確保のための作業を実施



出典：「東京 2020 大会の安全・安心の確保のための対処要領（第二版）」（平成 31 年 4 月 東京都オリンピック・パラリンピック準備局）を基に作成

図 9.1.16-10(7) 大会開催中に取組の充実・強化、新たな取組を行う主な応急対策活動（ライフライン（発災～1 週間））

表 9.1.16-14 大会開催中に新たな取組を行う主な応急対策活動

項目	取組
訪都者等の避難誘導対策 (発災～1週間)	「TOKYO FREE Wi-Fi」を活用した都防災ホームページからの情報入手の促進
	競技会場周辺の状況に応じて、応急給水に関する調整を水道局と実施
	会場周辺や観光地も含めた、応急給水の実施
	東京 2020 組織委員会をはじめとする関係機関と連携し、多言語等に配慮した、観客等の適切な誘導に係る調整実施
	東京 2020 組織委員会等から、一時的な避難場所の開設等の情報収集を行い、SNS (Twitter) やその他の効果的な情報発信方策を用いて、広く情報提供
	東京 2020 組織委員会等を通じて、一時的な避難場所での受入状況についての情報収集に努め、災害対策本部会議等を通じ各局に情報共有
	東京 2020 組織委員会と連携し、競技会場等の施設安全点検等を実施し、被災状況等に応じて、競技会場等及び周辺の一時的な滞在施設等において観客等の円滑な受入を実施
	バリアフリー化された設備や、多言語対応したスタッフ体制等が確保されている一時的な避難場所等に、支援が必要な要配慮者等を受け入れ
	競技会場周辺における使用可能な大会関連施設において、要配慮者等を一時的に受け入れ、安全を確保するよう東京 2020 組織委員会及び施設管理者に対し要請。また、要配慮者等の適切な誘導について東京 2020 組織委員会等関係機関と調整する。
	東京 2020 組織委員会及び施設管理者が実施する競技会場などの施設点検の結果や、競技会場内の状況に関する情報収集を、都市オペレーションセンターを通じ実施
	施設点検の結果、競技会場内の観客等を競技会場外へ避難させることとなった際、都市オペレーションセンターを通じ観客等の避難状況に関する情報収集を実施
	競技会場内に安全な空きスペースがあるようであれば、ペリメーターの開放にあわせ周辺滞留者等の競技会場内での安全確保を、都市オペレーションセンターを通じ組織委員会に要請
	競技会場内外にて東京 2020 組織委員会及びオリンピック・パラリンピック準備局が行う避難誘導の措置が効率的に行われるよう、自治体等と連携の上、積極的な現場広報を行うとともに、あらかじめ指定されている避難場所等に観客等を誘導
	外国人旅行者等を含む訪都旅行者等に対する熱中症等の注意喚起
	都災害対策本部が区市町村や民間事業者等を通じて入手した、一時的な避難場所等に受け入れられている外国人の情報につき、速やかに在京大使館等へ情報提供
都災害対策本部が収集した都内被害状況について、複数の災害時通信手段を活用して在京大使館等と情報共有。在京大使館等からの情報・要望を都災害対策	
外国人対策 (発災～1週間)	外国人患者受入れ医療機関認証制度体制 (JMIP) の認証を受けた都立病院における要配慮者への適切な処置の実施
	外国人旅行者等を含む訪都旅行者等に対する熱中症等の注意喚起
	都災对本部が入手した一時滞在施設等に受け入れられた外国人の情報について、速やかに各国大使館等へ提供
	都災对本部が収集した都内被害状況や訪都者の被災状況について、複数の災害時通信手段を活用して各国大使館等と情報共有
	外国人のご遺体の搬送と安置 (警視庁)、都災对本部が入手した外国人のご遺体に関する情報を速やかに各国大使館等へ提供

出典：「東京 2020 大会の安全・安心の確保のための対処要領 (第二版)」(平成 31 年 4 月 東京都オリンピック・パラリンピック準備局) を基に作成

## (イ) 東京 2020 大会における都市オペレーションセンター運営計画

国内外から多数の来訪者が見込まれる東京 2020 大会において、東京都は組織委員会の円滑な大会運営を支援するとともに、大会が都民生活や経済活動に与える影響の軽減に取り組む必要があることから、組織委員会など関係機関との緊密な連携と、競技会場周辺における観客の案内や休憩所の設置・運営をはじめとする各種取組等への対応を担う「都市オペレーションセンター」を設置する。

都市オペレーションセンターは、2020 年（令和 2 年）7 月 1 日から同年 9 月 13 日まで設置し、開催期間中は、原則 24 時間体制で運営する。都市オペレーションセンターでは、表 9.1.16-15 に示すとおり都市運営に影響を及ぼしうる事案を「INFORMATION」、「ISSUE」、「INCIDENT」及び「CRISIS」の 4 つに分類し、事案分類ごとに対応者・権限範囲を定めることにより対応する。

表 9.1.16-15 事案分類毎の主な事例とオペレーション

事案分類	主な事例	オペレーション
INFORMATION [参考情報として共有する事案]	急病人等の発生	・応急救護、119 番通報
	外国人等の集団による滞留発生	・シティキャスト・警備員等による道案内、誘導
ISSUE [単一会場及びその周辺へ影響する事案]	人身事故による観客利用想定駅での電車運休	・代替歩行ルート設定及び観客誘導 ・代替交通機関の手配、観客の競技会場内待機依頼
	熱中症患者の集団発生	・応急救護、119 番通報 ・現地における注意喚起の実施
	ラストマイル周辺でのぼや・火災の発生	・110 番、119 番通報、初期消火、通行規制、代替歩行ルート設定及び観客誘導
INCIDENT [複数の会場又は関係機関に影響し、大会運営に影響する事案]	ゲリラ豪雨に伴う電車運休・競技スケジュール変更	・代替歩行ルート設定及び観客誘導 ・代替交通機関の手配 ・会場チームとの観客誘導調整（観客の競技会場内待機等）
	大会関係者の感染症り患	・発症者への医療提供 ・感染拡大防止策の検討・実施 ・広報対応
	都内の大規模停電	・大会運営への影響把握 ・電力会社からの停電復旧見込の把握 ・公共施設や大会関連施設の優先復旧要請 ・広報対応
	大型台風の上陸予報	・台風の進路・気象予報の確認 ・事前対策の検討・実施（競技の延期、仮設設備・シティドレッシングの退避、広報等） ・上陸後の被害状況の把握、応急復旧 ・広報対応
CRISIS [大規模災害や多数の死傷者の発生等、大会運営に著しい影響を及ぼす事案]	群衆事故による死傷者の発生	・110 番、119 番通報 ・ラストマイル上での被害状況・対応状況の確認 ・大会運営への影響把握 ・対応方針の検討（競技会場内待機、代替歩行ルート設定、観客誘導、代替交通機関の手配等） ・再発防止策の実施、雑踏警備の強化 ・広報対応
	大会期間中の首都直下地震発生	・競技会場内外の被害状況・支援ニーズの把握 ・都災害対策本部との連絡・調整（競技会場内及びラストマイル上の対応に関わる都庁各局への支援要請等） ・東京 DMAT（災害派遣医療チーム）派遣、競技会場内での医療支援 ・夏季酷暑対策（熱中症患者救護、応急給水） ・外国人対応（多言語による情報伝達、大使館との連絡調整等） ・広報対応

出典：「東京 2020 大会における都市オペレーションセンター運営計画」  
（平成 31 年 3 月 東京都オリンピック・パラリンピック準備局）

## (ウ) 東京 2020 大会の競技会場における防火設備設置計画

東京 2020 大会の競技会場においては、表 9.1.16-16(1)～(3)に示すと通りの防火設備等を設置する計画としており、建築基準法、東京都建築安全条例、消防法及び東京都火災予防条例の基準を満たす、公共性の高い施設として、耐火建築物としての基準を満足する計画としている。

表 9.1.16-16(1) 各競技会場における防火設備設置計画

分類	消火設備等	オリンピック スタジアム	日本武道館		武蔵野の森総合スポ ーツプラザ
			本館	中道場棟	
発見・通報	自動火災報知設備	○	○	○	○
	ガス漏れ火災警報設備	○(厨房・熱源機械室)	○	○	—
	非常電話	○	—	—	—
	非常警報設備	○	○(非常放送)	○(非常放送)	○(非常警報装置)
	火災通報装置	電話機で代替	○	○	◎(中央監視室)
	総合操作盤	○(防災センター)	—	—	○(中央監視室)
	ガス漏れ火災警報器	—	—	—	○(熱源機械室)
避難誘導	非常照明設備	○	○	○	○
	誘導灯及び誘導標識	○	○	○	○
	避難器具	—	—	—	○
	排煙設備	—	○防火・防煙ダンパ ー	○防火・防煙ダン パー	—
初期消火	消火器具	○	○	○	○
	大型消火器	○(電気室、高圧電気 室)	○	—	○(熱源機械室、副 電気室)
	屋内消火栓設備	○	○	○	○
	屋外消火栓設備	一部○(1,2階(ピロ ティ含む))	—	—	—
	スプリンクラー設備	○	○アリーナ面放水銃	○	○
	不活性ガス消火設備	○(特高電気室、発電 機室、収蔵庫、アンプ 室・熱源機械室)	—	—	●(中央監視室)、 ○(電気室、発電機 室)
	移動式粉末消火設備	△	—	—	—
	泡消火設備	○(駐車場等)	—	—	○(駐車場)
フード等用簡易自動消火 装置	△(レストラン、店舗 等)	—	—	—	
本格消火	非常用進入口	非常用エレベーター 設置により免除	○	—	○(メインアリーナ)
	排煙設備(消防排煙含む)	○	—	—	—
	連結送水管	○	○	○	—
	消防用水	○	—	—	○
	消防排煙設備	—	○シャッター	○たれ壁・シャッ ター	○(駐車場)
	排煙設備	—	○	○	△(全館避難安全検 証の結果に応じて設 置)
連結散水設備	—	—	—	△(地下階 床面積 700m <sup>2</sup> 以上となる場 合)	
その他	非常電源設備	○	○	○	—
	避雷設備	○	—	—	—
	総合操作盤	—	○	—	—
	雷保護設備	—	○擬宝珠、大屋根先 端部 8 箇所、煙突	—	—

表 9.1.16-16(2) 各競技会場における防火設備設置計画

分類	消火設備等	有明アリーナ	有明体操競技場	有明テニスの森	
				クラブハウス・インドアコート	ショーコート1
発見・通報	自動火災報知設備	○	○	○	○
	非常電話	○	—	—	—
	非常警報設備	○（非常警報装置）	○（非常警報装置）	○（非常放送設備）	○（非常放送設備）
	火災通報装置	○	電話にて代替	○（加入電話）	○（加入電話）
	総合操作盤	○（中央監視制御設備）	—	—	—
	ガス漏れ火災警報器	—	—	○	—
避難誘導	非常照明設備	○	○	○	○
	誘導灯及び誘導標識	○	○	○	○
初期消火	消火器具	○（全館）	○	○	○
	大型消火器	—	—	○	○
	屋内消火栓設備	○	—	○	○
	屋外消火栓設備	—	○（協議により2階屋外コンコースに設置）	—	—
	スプリンクラー設備	○（閉鎖型スプリンクラー設備：全館）（小規模放水銃システム：サブアリーナ）（大規模放水銃システム：メインアリーナ）	○（1F展示場部分は、放水銃にて警戒。2階屋外コンコースは協議により湿式スプリンクラー）	—	—
	不活性ガス消火設備	○（熱源機械室・電気室等）	—	—	—
	移動式粉末消火設備	—	—	—	—
	泡消火設備	○（人工地盤下駐車場）	—	—	—
	水噴霧消火設備等（泡・CO2・ハロン・粉末）	—	○（3F機械室、移動式粉末消火設備）	—	—
	排煙設備	—	○（自然排煙窓設置）	—	—
消防用水	—	○	—	—	
本格消火	非常用進入口	○	—	—	—
	連結送水管	○	—	—	—
	消防用水	○	—	—	—
	排煙設備	全館避難検証により適用しない	—	—	—
	屋外消火栓設備	○スプリンクラー設備により代替	—	○	—
その他	非常電源設備	○	○	—	—
	避雷設備	○	○	—	○
	非常電源（自家発電装置）	—	—	○	○
	非常電源（蓄電池設備）	—	—	○	○
	散水・融雪設備	—	—	—	—

表 9.1.16-16(3) 各競技会場における防火設備設置計画

分類	消火設備等	大井ホッケー競技場		海の森水上競技場			カヌー・スラロームセンター	東京アクアティクスセンター
		第一球技場	第二球技場	グラウンドスタンド棟	艇庫棟	フィニッシュタワー		
発見・通報	自動火災報知設備	○	○	○	○	○	○	○
	非常電話	—	—	—	—	—	—	○
	非常警報設備	—	—	○(非常警報装置)	○(非常警報装置)	○(非常警報装置)	○	○(ガス漏れ警報設備)
	火災通報装置	○(加入電話)	○(加入電話)	—	—	—	○	○
	総合操作盤	—	—	—	—	—	—	○(中央監視制御設備)
	漏電火災報知設備	—	—	—	—	—	○	—
避難誘導	非常照明設備	○	○	○	○	—	—	○
	誘導灯及び誘導標識	○	○	○	○	○	○	○
	避難器具	○	—	—	—	—	○	—
初期消火	消火器具	○	○	○	○	○	○	○
	屋内消火栓設備	○	—	○	○	—	—	○
	スプリンクラー設備	—	—	—	—	—	—	○
	不活性ガス消火設備	—	—	—	—	—	—	○
	泡消火設備	—	—	—	—	—	—	○
本格消火	非常用進入口	—	—	—	—	○	—	○
	連結送水管	—	—	—	—	—	—	○
	消防用水	—	—	—	—	—	—	○
	排煙設備	—	—	○	—	—	—	○
	屋外消火栓設備	—	—	—	—	—	—	○
その他	非常電源設備	○	—	○	○	—	—	○
	避雷設備	○	—	○	○	—	—	○(外部雷保護設備、内部雷保護設備)

注 1) オリンピックスタジアム、日本武道館、有明アリーナ、有明体操競技場、有明テニスの森、大井ホッケー競技場、東京アクアティクスセンターは、○は「設置」、△は「条件により設置」、—は「設置なし」を示す。

注 2) 武蔵野の森総合スポーツプラザは、○は「義務設置」、●は「自主設置」、◎は「主装置設置」、△は「条件により設置」を示す。

注 3) 海の森水上競技場及びカヌー・スラロームセンターは、○は「設置義務のあるもの」、—は「設置義務のないもの」を示す。

出典：「東京 2020 オリンピック・パラリンピック 競技大会実施段階環境影響評価書（新国立競技場（オリンピックスタジアム）」（平成 28 年 10 月 東京都）

「東京 2020 オリンピック・パラリンピック 競技大会実施段階環境影響評価書（日本武道館）」（平成 30 年 4 月 東京都）

「2020 年東京オリンピック・パラリンピック 競技大会実施段階環境影響評価書（武蔵野の森総合スポーツ施設）」（平成 27 年 8 月 東京都）

「東京 2020 オリンピック・パラリンピック 競技大会実施段階環境影響評価書（有明アリーナ）」（平成 29 年 1 月 東京都）

「東京 2020 オリンピック・パラリンピック 競技大会実施段階環境影響評価書（有明体操競技場）」（平成 29 年 8 月 東京都）

「東京 2020 オリンピック・パラリンピック 競技大会実施段階環境影響評価書（有明テニスの森）」（平成 29 年 10 月 東京都）

「東京 2020 オリンピック・パラリンピック 競技大会実施段階環境影響評価書（大井ホッケー競技場）」（平成 30 年 1 月 東京都）

「東京 2020 オリンピック・パラリンピック 競技大会実施段階環境影響評価書（海の森水上競技場）」（平成 28 年 7 月 東京都）

「東京 2020 オリンピック・パラリンピック 競技大会実施段階環境影響評価書（カヌー・スラローム会場）」（平成 29 年 6 月 東京都）

「東京 2020 オリンピック・パラリンピック 競技大会実施段階環境影響評価書（オリンピックアクアティクスセンター）」（平成 28 年 10 月 東京都）



## エ. 法令等の基準等

消防・防災に関する法令等については、表 9.1.16-17(1)～(3)に示すとおりである。

表 9.1.16-17(1) 消防・防災に関する関係法令等

法令・条例等	責務等
災害対策基本法 (昭和 36 年法律 第 223 号)	<p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もつて社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。</p> <p>(関係行政機関等に対する協力要求)</p> <p>第二十一条 都道府県防災会議及び市町村防災会議（地方防災会議の協議会を含む。以下次条において「地方防災会議等」という。）は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。</p> <p>(都道府県災害対策本部)</p> <p>第二十三条 都道府県の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事は、都道府県地域防災計画の定めるところにより、都道府県災害対策本部を設置することができる。</p> <p>2 都道府県災害対策本部の長は、都道府県災害対策本部長とし、都道府県知事をもつて充てる。</p> <p>3 都道府県災害対策本部に、都道府県災害対策副本部長、都道府県災害対策本部員その他の職員を置き、当該都道府県の職員のうちから、当該都道府県の知事が任命する。</p> <p>4 都道府県災害対策本部は、都道府県地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。</p> <p>一 当該都道府県の地域に係る災害に関する情報を収集すること。</p> <p>二 当該都道府県の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿って災害予防及び災害応急対策を実施すること。</p> <p>三 当該都道府県の地域に係る災害予防及び災害応急対策に関し、当該都道府県並びに関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。</p> <p>5 都道府県知事は、都道府県地域防災計画の定めるところにより、都道府県災害対策本部に、災害地にあつて当該都道府県災害対策本部の事務の一部を行う組織として、都道府県現地災害対策本部を置くことができる。</p> <p>6 都道府県災害対策本部長は、当該都道府県警察又は当該都道府県の教育委員会に対し、当該都道府県の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。</p> <p>7 都道府県災害対策本部長は、当該都道府県の地域に係る災害予防又は災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。</p> <p>8 前各項に規定するもののほか、都道府県災害対策本部に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。</p> <p>(指定行政機関の防災業務計画)</p> <p>第三十六条 指定行政機関の長は、防災基本計画に基づき、その所掌事務に関し、防災業務計画を作成し、及び毎年防災業務計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。</p> <p>2 指定行政機関の長は、前項の規定により防災業務計画を作成し、又は修正したときは、すみやかにこれを内閣総理大臣に報告し、並びに都道府県知事及び関係指定公共機関に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。</p> <p>3 第二十一条の規定は、指定行政機関の長が第一項の規定により防災業務計画を作成し、又は修正する場合について準用する。</p>

表 9.1.16-17(2) 消防・防災に関する関係法令等

法令・条例等	責務等
水防法 (昭和 24 年法律 第 193 号)	<p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。</p> <p>(都道府県の水防責任)</p> <p>第三条の六 都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。</p> <p>(都道府県の水防計画)</p> <p>第七条 都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。</p> <p>2 都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。</p> <p>3 都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に河川管理者（河川法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川の管理の一部を行う場合にあっては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長。以下同じ。）による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。</p> <p>4 前項の規定は、都道府県知事が、当該都道府県の水防計画に水防管理団体が行う水防のための活動に下水道管理者の協力が必要な事項を記載しようとする場合について準用する。</p> <p>5 都道府県知事は、第一項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防協議会（次条第一項に規定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあっては、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十四条第一項に規定する都道府県防災会議とする。）に諮らなければならない。</p> <p>6 二以上の都府県に關係する水防事務については、關係都府県知事は、あらかじめ協定して当該都府県の水防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。報告した水防計画の変更についても、同様とする。</p> <p>7 都道府県知事は、第一項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。</p> <p>(洪水浸水想定区域)</p> <p>第十四条 国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。以下同じ。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。</p> <p>(雨水出水浸水想定区域)</p> <p>第十四条の二 都道府県知事は、第十三条の二第一項の規定により指定した排水施設等について、市町村長は、同条第二項の規定により指定した排水施設等について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該指定に係る排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該指定に係る排水施設（当該指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。</p> <p>(高潮浸水想定区域)</p> <p>第十四条の三 都道府県知事は、第十三条の三の規定により指定した海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものにより当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。</p>

表 9.1.16-17(3) 消防・防災に関する関係法令等

法令・条例等	責務等
消防法 (昭和 23 年法律 第 186 号)	<p>第一条 この法律は、火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行い、もつて安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資することを目的とする。</p> <p>第七条 建築物の新築、増築、改築、移転、修繕、模様替、用途の変更若しくは使用について許可、認可若しくは確認をする権限を有する行政庁若しくはその委任を受けた者又は建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第六条の二第一項(同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定による確認を行う指定確認検査機関(同法第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関をいう。以下この条において同じ。)は、当該許可、認可若しくは確認又は同法第六条の二第一項の規定による確認に係る建築物の工事施工地又は所在地を管轄する消防長又は消防署長の同意を得なければ、当該許可、認可若しくは確認又は同項の規定による確認をすることができない。ただし、確認(同項の規定による確認を含む。)に係る建築物が都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第五号に掲げる防火地域及び準防火地域以外の区域内における住宅(長屋、共同住宅その他政令で定める住宅を除く。)である場合又は建築主事が建築基準法第八十七条の二において準用する同法第六条第一項の規定による確認をする場合においては、この限りでない。</p> <p>第八条 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店(これに準ずるものとして政令で定める大規模な小売店舗を含む。以下同じ。)、複合用途防火対象物(防火対象物で政令で定める二以上の用途に供されるものをいう。以下同じ。)その他多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物で政令で定めるものの管理について権原を有する者は、政令で定める資格を有する者のうちから防火管理者を定め、政令で定めるところにより、当該防火対象物について消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を行わせなければならない。</p> <p>第十七条 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、旅館、飲食店、地下街、複合用途防火対象物その他の防火対象物で政令で定めるものの関係者は、政令で定める消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設(以下「消防用設備等」という。)について消火、避難その他の消防の活動のために必要とされる性能を有するように、政令で定める技術上の基準に従つて、設置し、及び維持しなければならない。</p>
東京都震災対策条例 (平成 12 年東京都条例 第 202 号)	<p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、地震による災害(以下「震災」という。)に関する予防、応急及び復興に係る対策(以下「震災対策」という。)に関し、都民、事業者及び東京都(以下「都」という。)の責務を明らかにし、必要な体制を確立するとともに、予防、応急及び復興に関する施策の基本的な事項を定めることにより、震災対策を総合的かつ計画的に推進し、もつて現在及び将来の都民の生命、身体及び財産を震災から保護することを目的とする。</p> <p>(基本的責務)</p> <p>第二条 知事は、震災対策のあらゆる施策を通じて、都民の生命、身体及び財産を震災から保護し、その安全を確保するとともに、震災後の都民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。</p> <p>2 前項の目的を達成するため、知事は、震災対策に関する事業(以下「震災対策事業」という。)の計画(以下「震災対策事業計画」という。)を策定し、その推進を図らなければならない。</p>
東京都建築安全条例 (昭和 46 年東京都条例 第 121 号)	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 建築基準法(以下「法」という。)第四十条(法第八十八条第一項において準用する場合を含む。)による建築物の敷地、構造及び建築設備並びに工作物に関する制限の附加、法第四十三条第二項による建築物の敷地及び建築物と道路との関係についての制限の附加、建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。)第二百二十八条の三第六項による地下街に関する令と異なる定め並びに令第四百四十四条の四第二項による道に関する令と異なる基準については、この条例の定めるところによる。</p> <p>(適用の範囲)</p> <p>第九条 この章の規定は、次に掲げる用途に供する特殊建築物に適用する。</p> <p>二 共同住宅、寄宿舎又は下宿(以下「共同住宅等」という。)</p> <p>七 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場(不特定多数の人の集会の用に供する建築物で、一の集会室の床面積が二百平方メートルを超えるものに限る。以下同じ。)その他これらに類するもの(以下「興行場等」という。)</p> <p>十二 倉庫で、その用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートルを超えるもの、荷貨物集配所又は卸売市場</p>

オ. 東京都等の計画等の状況

消防・防災に関する東京都等の計画等については、表 9.1.16-18(1)及び(2)に示すとおりである。

表 9.1.16-18(1) 消防・防災に関する計画、目標等

関係計画等	目的・施策等										
<p>「東京都地域防災計画 震災編（令和元年修正）本冊」（令和元年7月 東京都防災会議）</p>	<p>○計画の目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東京都地域防災計画震災編は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第40条の規定に基づき東京都防災会議が策定する計画である。</li> <li>その目的は、都、区市町村、防災機関、事業者、地域の防災組織及び都民が総力を結集し、各主体の持てる能力を発揮し、主体間で連携を図ることにより、「自助」「共助」「公助」を実現し、都の地域における地震災害の予防対策、応急・復旧対策及び震災復興を実施し、都民の生命・身体及び財産を保護するとともに、都市の機能を維持することにより、東京の防災力を向上し、「首都東京の防災力の高度化」を図ることにある。</li> </ul> <p>○計画の構成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>この計画には、都、防災機関、事業者及び都民が行うべき震災対策を、項目ごとに予防、応急・復旧の各段階に応じて具体的に記載している。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="379 728 1410 1115"> <thead> <tr> <th>構成</th> <th>主な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1部 東京の防災力の高度化に向けて</td> <td>○ 首都直下地震等の被害想定、減災目標等</td> </tr> <tr> <td>第2部 施策ごとの具体的計画（予防・応急・復旧計画）</td> <td>○ 都及び防災機関等が行う予防対策、都民及び事業者等が行うべき措置 ○ 地震発生後に都及び防災機関等がとるべき応急・復旧対策、災害救助法の適用等</td> </tr> <tr> <td>第3部 災害復興計画</td> <td>○ 被災者の生活再建や都市復興を図るための対策等</td> </tr> <tr> <td>第4部 南海トラフ地震等防災対策</td> <td>○ 南海トラフ地震等に対する島しょ（伊豆諸島及び小笠原諸島）の防災対策 ○ 東海地震事前対策（都内全域を対象とした警戒宣言等に関する計画）</td> </tr> </tbody> </table>	構成	主な内容	第1部 東京の防災力の高度化に向けて	○ 首都直下地震等の被害想定、減災目標等	第2部 施策ごとの具体的計画（予防・応急・復旧計画）	○ 都及び防災機関等が行う予防対策、都民及び事業者等が行うべき措置 ○ 地震発生後に都及び防災機関等がとるべき応急・復旧対策、災害救助法の適用等	第3部 災害復興計画	○ 被災者の生活再建や都市復興を図るための対策等	第4部 南海トラフ地震等防災対策	○ 南海トラフ地震等に対する島しょ（伊豆諸島及び小笠原諸島）の防災対策 ○ 東海地震事前対策（都内全域を対象とした警戒宣言等に関する計画）
構成	主な内容										
第1部 東京の防災力の高度化に向けて	○ 首都直下地震等の被害想定、減災目標等										
第2部 施策ごとの具体的計画（予防・応急・復旧計画）	○ 都及び防災機関等が行う予防対策、都民及び事業者等が行うべき措置 ○ 地震発生後に都及び防災機関等がとるべき応急・復旧対策、災害救助法の適用等										
第3部 災害復興計画	○ 被災者の生活再建や都市復興を図るための対策等										
第4部 南海トラフ地震等防災対策	○ 南海トラフ地震等に対する島しょ（伊豆諸島及び小笠原諸島）の防災対策 ○ 東海地震事前対策（都内全域を対象とした警戒宣言等に関する計画）										
<p>「東京都地域防災計画 風水害編（平成26年修正）本冊」（平成26年7月 東京都防災会議）</p>	<p>○計画の目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第40条の規定に基づき、東京都防災会議が作成する計画である。その目的は、都、区市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災機関が、その有する全機能を有効に発揮して、都の地域において風水害等に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、都の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、「風水害に強い東京の実現」を図ることにある。</li> </ul> <p>○計画の構成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>この計画は、都及び防災機関が行うべき風水害対策を予防、応急・復旧の各段階に応じて具体的に記載しており、その構成と主な内容は、次のとおりである。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="379 1438 1410 1653"> <thead> <tr> <th>構成</th> <th>主な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1部 風水害に強い東京を目指して</td> <td>東京の概況と災害、河川、港湾及び下水道等の概要、都及び防災機関の役割等</td> </tr> <tr> <td>第2部 災害予防計画</td> <td>都及び防災機関等が行う予防対策、都民及び事業者等が行うべき措置等</td> </tr> <tr> <td>第3部 災害応急・復旧対策計画</td> <td>風水害発生後に都及び防災機関等がとるべき応急・復旧対策、災害救助法の適用等</td> </tr> </tbody> </table>	構成	主な内容	第1部 風水害に強い東京を目指して	東京の概況と災害、河川、港湾及び下水道等の概要、都及び防災機関の役割等	第2部 災害予防計画	都及び防災機関等が行う予防対策、都民及び事業者等が行うべき措置等	第3部 災害応急・復旧対策計画	風水害発生後に都及び防災機関等がとるべき応急・復旧対策、災害救助法の適用等		
構成	主な内容										
第1部 風水害に強い東京を目指して	東京の概況と災害、河川、港湾及び下水道等の概要、都及び防災機関の役割等										
第2部 災害予防計画	都及び防災機関等が行う予防対策、都民及び事業者等が行うべき措置等										
第3部 災害応急・復旧対策計画	風水害発生後に都及び防災機関等がとるべき応急・復旧対策、災害救助法の適用等										
<p>「首都直下地震等対処要領（改訂版）」（平成28年3月 東京都）</p>	<p>○目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本要領は、首都直下地震等が発生した時に、都が、各機関と効果的・効率的な連携の下、円滑な応急対策活動を展開できるよう、相互の共通認識を図るものである。</li> <li>特に、発災から72時間においては、各機関の円滑な連携の下に救出救助活動等が展開できるよう、主要道路の早期啓開、ライフラインの応急復旧、帰宅困難者の大量発生による混乱防止などの対策を重層的に実施する必要がある。本要領はこうした発災後72時間に行うことが想定される主な応急対策活動を中心に整理している。（なお、早期の生活再建に向けた取組など、72時間を超えて実施する事項も、一部盛り込んでいる。）</li> </ul> <p>○本要領の適用範囲</p> <p>本要領が適用される災害として、平成24年4月に公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」で示された東京湾北部地震、多摩直下地震のような震度6弱以上の大規模地震が東京23区、多摩地域で発生し、東京都災害対策本部が設置された場合を想定している。</p>										

表 9.1.16-18(2) 消防・防災に関する計画、目標等

関係計画等	目的・施策等
<p>「東京 2020 大会における都市オペレーションセンター運営計画」 (平成 31 年 3 月 東京都オリンピック・パラリンピック準備局)</p>	<p>○本計画の位置づけ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本計画は、「東京 2020 大会における都市運営に係る基本方針」(平成 30 年 3 月)に基づき都が設置する「都市オペレーションセンター」について、運営体制、組織構成、オペレーションの概要を定めるものである。</li> </ul> <p>○都が策定する他計画との関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「東京 2020 大会の安全・安心の確保のための対処要領」(以下「対処要領」という。)は、治安対策、サイバーセキュリティ、災害対策、感染症対策の 4 つの視点から、危機的事態が発生した場合の対応方針、都庁各局を中心とした活動の主体・内容、関係機関との連携等を定めるものとして、第一版を平成 30 年 3 月に公表した。</li> <li>・大会期間中の都市運営とセキュリティは一体的に進める必要があることから、本計画に示す内容は、対処要領との整合性を相互に確保しながら、検証・改善を進めていく。</li> </ul> <p>○計画の見直し・改善</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本計画は暫定的な内容であり、今後、都市運営に関係する各関係機関との協議、センター設備や ICT ツールの整備状況等を踏まえて、継続的に見直し・改善を図る必要がある。</li> <li>・今後、都市運営に関する計画・マニュアルと、訓練そのものの 2 つの継続的改善によって、より実効性のある都市運営体制を構築していく必要がある。</li> <li>・平成 31 年度には、都市オペレーションセンターのマニュアルの詳細化に取り組む。関係機関との図上訓練、テストイベントを活用した実地訓練等、多様な訓練の企画・実施を通じ、組織体制、連絡系統、判断基準等の見直しを行う。</li> <li>・平成 32 年度からは、上記に加え、実際に都市オペレーションセンター内の設備・ICT ツールを活用しながら、都市オペレーションセンターの要員研修を実施する。計画・マニュアルに基づく対応の理解・習熟を図るとともに、大会運営・都市運営に影響を及ぼす事案が発生した場合の対応能力の向上を目指す。</li> </ul>
<p>「東京 2020 大会の安全・安心の確保のための対処要領(第二版)」 (平成 31 年 4 月 東京都オリンピック・パラリンピック準備局)</p>	<p>○目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大会期間中における、アスリートや大会関係者、観客、都民の安心・安全の確保、都民生活と社会機能の維持並びに安定的な大会運営を脅かす事案への速やかな対応及び被害軽減を目的とする。</li> </ul> <p>○都が策定する他計画との関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都は、東京 2020 組織委員会による円滑な大会運営を支援するとともに、大会開催に伴う都民生活への影響の軽減に取り組むために設置する「都市オペレーションセンター」について、運営体制、組織構成、オペレーションの概要を定める「東京 2020 大会における都市オペレーションセンター運営計画」を平成 31 年 3 月に公表した。</li> <li>・大会期間中の都市運営と危機的事態への対応については一体的に進める必要があることから、本対処要領に示す内容は、都市オペレーションセンター運営計画との整合性を相互に確保しながら、検証・改善を進めていく。</li> </ul> <p>○利用対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・治安対策、サイバーセキュリティ、災害対策及び感染症対策の各分野に主体的に係わる都職員等</li> </ul> <p>○対象期間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本対処要領の対象期間は、平成 32 年 7 月 1 日から同年 9 月 13 日までとする。</li> </ul>

## (2) 予測

## 1) 予測事項

予測事項は、東京 2020 大会の運営面での消防・防災に対する安全性とした。

## 2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、東京 2020 大会の開催中とした。

## 3) 予測地域

予測地域は、全競技会場等の範囲とした。

## 4) 予測手法

予測手法は、東京 2020 大会の運営計画等から推定する方法とした。

## 5) 予測結果

競技会場がある各都道府県においては、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、地域に係る防災に関する計画を各種定めて運用している。競技会場が多く存在する東京都においては、東京 2020 大会開催を見据えて自然災害対策についての取組を推進しており、東京都の地域における災害の予防、応急対策及び復旧・復興対策を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を保護することを目的として、「東京都地域防災計画 震災編」、「東京都地域防災計画 風水害編」及び「東京都地域防災計画 大規模事故編」等を策定している。発災直後の初動対応体制の整備としては、対策内容と役割分担を示す「首都直下地震等対処要領（改訂版）」を策定している。東京都では、これらの計画により、既に地震、水害、火災等の災害発生時における東京都の体制や計画を構築しており、災害時の基本的な対応を実施している。

東京 2020 大会の開催期間中は、特に競技会場が集中する東京都においては、現行の体制・計画を最大限に活用する一方で、国内外からの多くの観客が競技会場等に集中することを想定し現行の取組の充実・強化や外国人対応などの新たな取組が必要となることから、東京都は、各種事態を想定した「東京 2020 大会の安全・安心の確保のための対処要領」を策定している。組織委員会は、都外会場において大会期間中の火災や大規模地震等の発生時に対処するため、日々の防火管理業務の状況をメインオペレーションセンター等で把握するとともに、有事の際には各競技会場の情報を一元管理できる体制の構築を検討している。

さらに、大会開催に向けて、実地訓練などを通じた検証、改善を進め、世界から訪れるアスリートや大会関係者、観客の安全・安心の確保に万全を期す。

東京都は、大会開催中には都市オペレーションセンターを設置し、都市運営に影響を及ぼしうる事案を分類し、事案分類ごとに対応者・権限範囲を定めることにより対応する。また、組織委員会は、各競技会場における施設配置や避難誘導経路等のハード面の特性と、地理的立地条件や会場収容人数と輸送サービスレベル等の各競技会場に特有の会場周辺状況等を考慮し、競技会場ごとの課題を抽出した上で、避難誘導計画を含めた競技会場ごとの運営計画を検討中である。

これらのことから、東京 2020 大会の運営面での消防・防災に対する安全性の取組は図られているものと予測する。

## (3) ミティゲーション

東京都が実施している自然災害対策についての取組に加え、東京 2020 大会では、以下の取組を実施する。

- ・東京 2020 大会の都内の競技会場においては、防火設備等を設置する計画としており、建築基準法、東京都建築安全条例、消防法及び東京都火災予防条例の基準を満たす、公共性の高い施設として、耐火建築物としての基準を満足する計画としている。
- ・組織委員会は、各競技会場における施設配置や避難誘導経路等のハード面の特性と、地理的立地条件や会場収容人数と輸送サービスレベル等の各会場に特有の会場周辺状況等を考慮し、会場ごとの課題を抽出した上で、避難誘導計画を含めた会場ごとの運営計画を検討中である。
- ・津波浸水想定区域に位置する競技会場については、津波発生時の安全が確保できる観客数を設定する。
- ・東京都では大会開催中に都市オペレーションセンターを設置し、都市運営に影響を及ぼしうる事案を分類し、事案分類ごとに対応者・権限範囲を定めることにより対応する。また、都外会場における大会開催中の火災や大規模地震等の発生時に対処するため、組織委員会は日々の防火管理業務の状況をメインオペレーションセンター等で把握するとともに、有事の際には各会場の情報を一元管理できる体制の構築を検討している。
- ・「東京 2020 大会の安全・安心の確保のための対処要領」におけるタイムラインに基づき、大会開催中は現行の取組の充実・強化や外国人対応等の新たな取組による応急対策活動を行う。
- ・大会開催に向けて、実地訓練などを通じた検証、改善を進め、都民の生命・健康の確保、都民生活と社会機能の維持に万全を期す。
- ・東京 2020 大会の安全・安心を確保し、大会を契機として誰もが安心して暮らせる東京のまちづくりについて都民の協力を得るため、東京都が実施している取組を紹介するとともに、防災や防犯を中心に日頃から取り組むことができる対策について考える「東京 2020 大会に向けた安全・安心シンポジウム」を開催した。

## (4) 評価

## 1) 評価の指標

評価の指標は、東京 2020 大会の運営面での消防・防災に対する安全性への配慮が事業者の実施可能な範囲で最大限行われることとした。

## 2) 評価の結果

競技会場がある各都道府県においては、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、地域に係る防災に関する計画を各種定めて運用している。

そのうえで、特に競技会場が集中する東京都においては、現行の体制・計画を最大限に活用する一方で、国内外からの多くの観客が競技会場等に集中することを想定し現行の取組の充実・強化や外国人対応などの新たな取組が必要となることから、東京都は、各種事態を想定した「東京 2020 大会の安全・安心の確保のための対処要領」を策定している。組織委員会は、都外会場において大会開催中の火災や大規模地震等の発生時に対処するため、日々の防火管理業務の状況をメインオペレーションセンター等で把握するとともに、有事の際には各競技会場の情報を一元管理できる体制の構築を検討している。

さらに、大会開催に向けて、実地訓練などを通じた検証、改善を進め、世界から訪れるアス



リートや大会関係者、観客の安全・安心の確保に万全を期す。

東京都は、大会開催中には都市オペレーションセンターを設置し、都市運営に影響を及ぼしうる事案を分類し、事案分類ごとに対応者・権限範囲を定めることにより対応する。また、組織委員会は、各競技会場における施設配置や避難誘導経路等のハード面の特性と、地理的立地条件や会場収容人数と輸送サービスレベル等の各競技会場に特有の会場周辺状況等を考慮し、競技会場ごとの課題を抽出した上で、避難誘導計画を含めた競技会場ごとの運営計画を検討中である。

以上のように、競技会場等でのハード対策や地域性を考慮した避難誘導等のソフト対策について、東京都及び組織委員会が連携して取り組む計画となっており、東京 2020 大会の運営面での消防・防災に対する安全性への配慮が事業者の実施可能な範囲で最大限行われるものと考ええる。